

～ これからの横浜における教育のあり方と改革の方向性について ～

第 2 回 答 申

社会状況に対応した教育の推進
確かな学力を育む教育の推進(中間答申)
校内組織の整備と活性化
教育行政組織の再編・整備

平成17年12月2日

横浜教育改革会議

平成17年12月2日

横浜市教育委員会
委員長 梅田 誠 様

横浜教育改革会議
座長 安西 祐一郎

これからの横浜における教育のあり方と改革の方向性について（第2回答申）

横浜教育改革会議は、平成16年7月13日に横浜市教育委員会から「これからの横浜における教育のあり方と改革の方向性について」諮問を受けました。

会議では、「教育内容部会」「学校運営部会」「教育行財政部会」の3つの部会を設置し、横浜における教育を巡る様々な課題について、中央教育審議会など国の議論の行方等も注視しつつ精力的な審議を重ねてまいりました。そして、本年5月には社会の変化に対応した教育の充実（語学教育、情報教育）、学校と地域との連携促進、優秀な教職員の確保などについて第1回答申を提出いたしました。

今回の答申は、上記3部会から本年10月に提出された第2回報告について、会議の委員や市民の皆様のご意見を伺い、「横浜教育改革会議第2回答申」としてとりまとめたものです。

その内容は、社会状況に対応した教育の推進（防犯・防災教育等）、校内組織の整備・活性化、教育行政組織の再編・整備などについて、具体的方策を提言するものです。

第1回答申の際にも申し述べましたとおり、横浜の教育改革への取組には一刻の猶予もありません。この第2回答申を踏まえ、学校現場や教育委員会さらには保護者・地域が一体となった教育改革を推し進め、子どもたちが生き生きと活動することのできる教育先進都市横浜の実現を目指して、一層の情熱を傾けていただくことを祈念します。

会議としましては、残された検討課題について、検討プログラムに沿って鋭意審議を進めてまいります。そして、来春の最終答申では、横浜における教育改革の基本理念を根幹とした骨太な提言を行ってまいりたいと考えております。

目 次

はじめに	1
第1部 社会状況に対応した教育の推進	
確かな学力を育む教育の推進.....	3
第2部 校内組織の整備と活性化.....	20
第3部 教育行政組織の再編・整備	34

【参考】

1 検討スケジュール.....	41
(1) 教育内容部会検討プログラム	41
(2) 学校運営部会検討プログラム	42
(3) 教育行財政部会検討プログラム.....	43
2 審議経過	45
3 横浜教育改革会議設置要綱.....	47
4 横浜教育改革会議部会設置要領	49
5 横浜教育改革会議委員名簿.....	52
6 部会別委員・専門委員名簿.....	53
7 諮問文.....	54
8 市民意見	58

はじめに

1 「横浜教育改革会議」について

(1) 設置の背景

21世紀を迎え、経済・文化などにおける幅広い国際化や、ITによる情報化の進展は更に急速に進捗しつつある。一方で、日本の社会は経済を基礎とした「成長」、「拡大」を望みにくい閉塞感の中にあり、経済・社会など様々な分野での制度改革が急速に進められている。このような状況の中で、市民の価値観や生活のあり方が多様化し、学校教育への期待やニーズも高まっている。

横浜の教育の現状は、いじめ・不登校、教員の資質など学校教育をめぐる問題が顕在化している。また、520校を一つの教育委員会が所管する中で、学校現場や保護者の声を反映した、きめ細かい学校支援が困難となっている。

市民のニーズや期待に応え信頼される横浜の教育の実現が求められている。

(2) 会議の概要

(ア) 設置目的

学校教育をめぐる諸課題について、現状把握や幅広い議論を行い、21世紀の横浜の教育のあり方について提言する。

(イ) 委員構成

有識者、保護者、市民代表、専門家、教員など（委員名簿は参考資料を参照）

(ウ) 設置期間

平成16年度～17年度（2か年度）

(エ) 検討内容

【教育内容に関すること】

- 確かな学力を育む教育の推進
- 社会状況に対応した教育の推進
- 豊かな心を育む教育の推進
- 特色ある・魅力ある教育の推進

【学校運営に関すること】

- 校内組織の整備と活性化
- 開かれた学校づくりの推進
- 家庭・地域との連携の推進

【教育行財政に関すること】

- 優れた教職員の確保と育成
- 教育行政組織の再編・整備
- 政令指定都市に係る制度改正への対応

教育委員会の機能向上

(オ) 検討体制

全体会 すべての委員で構成

部会 すべての委員が一つ以上の部会に分属

部会ごとに専門委員が所属

教育内容部会、 学校運営部会、 教育行財政部会の3部会を設置

2 「横浜教育改革会議第2回答申」の位置づけ

(1) 部会報告

部会における審議が終了した検討課題について、順次、部会長がとりまとめ座長に報告するもの。会議設置期間中に部会ごとに3回程度を予定。

(2) 答申

部会報告を全体会で審議し、委員や市民の意見を聴取した上で座長がとりまとめ、教育委員会に提出するもの。原則として部会報告が提出されるごとに、この手続きを経て答申とする。今回の答申はその2回目。

第1部

社会状況に対応した教育の推進

- 安全教育(防犯・防災等)について -

確かな学力を育む教育の推進

- (中間答申) -

< 教育内容に関する事項 >

1 はじめに

近年、学校に不審者が侵入し子どもの安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件などが発生しており、児童生徒の安全対応能力の向上や、地震などの自然災害などに対し、児童生徒が適切な対処ができるよう、安全教育の推進が急務となっている。

また、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、知識や技能に加えて思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などを、子どもたちにバランスよく身に付けさせる、確かな学力を育む教育の一層の推進が求められている。

会議では、この命題に基づく諮問事項の一つである「社会状況に対応した教育の推進」のうち、安全教育（防犯・防災等）の推進方策について検討を重ねてきた。

また、「確かな学力を育む教育の推進」については、今後議論する予定となっている「豊かな心を育む教育の推進」「特色ある・魅力ある教育の推進」と密接に関係し、合わせて具体的方策について検討する必要があることから、今回は改革の方向性について中間答申を行うものである。

2 提言のポイント

（１）安全教育（防犯・防災等）の推進策

- 安全教育の実行体制の強化
- 児童生徒のスキルアップ
- 安全教育の充実

（２）確かな学力を育む教育の推進策（中間答申）

- 学習指導要領に対する横浜の教育課程の重点や特色の明確化
- 一人ひとりの子どもが「わかる授業」の実現を目指した指導方法や評価及び指導体制の改善・充実
- 学校・家庭・地域の教育の役割強化と連携推進
- 豊かな心を育成する新たな児童・生徒指導の在り方

横浜教育改革会議 教育内容検討事項概念図

社会状況に対応した教育の推進

第1回答申で提言

- ・ 国際都市横浜に相応しい語学教育戦略
- ・ 情報化社会の進展に対応した新たな情報教育の推進
- ・ 科学技術教育・環境教育の推進
- ・ 安全教育（防犯・防災等）の推進
- ・ 障害児教育の推進
- ・ 不登校対策の推進 など

確かな学力を育む教育の推進

学力低下への憂慮が指摘されている状況

豊かな心を育む教育の推進

不登校、いじめ、青少年による凶悪な犯罪が発生している状況

特色ある・魅力ある教育の推進

時代や社会の変化に対応した多様な魅力ある教育の必要性

第2回答申

【課題】

児童生徒の安全対策は学校だけでは不可能
地域コミュニティの防犯・防災力の向上が不可欠
児童生徒の危機回避能力の育成等が必要 など

<背景>

H11.3「新よこはま教育プラン」
「自分を創り横浜を創る子ども」を目指した「生き方の教育」の推進
確かな学力を育むための「ゆとり・活力・魅力ある学校づくり」の取組

【課題】

グローバルシティ横浜の持つ財産を積極的に活用した教育課程の創造
授業時間数の確保
各学校の取組の形式化・画一化や、格差拡大への対応
授業実践力のノウハウの共有・活用
学習意欲・習慣の変化への対応 など

<具体的な方策>

(1) 安全教育(防犯・防災等)の推進策

- 安全教育の実行体制の強化
- 家庭、地域、関係機関との連携・協働の推進 -
- 児童生徒のスキルアップ
- 危機回避能力など対応能力を向上させる教育の推進 -
- 安全教育の充実
- 教材開発・指導力の向上・情報の共有化 -

<改革の方向性>

(2) 確かな学力を育む教育の推進策(中間答申)

学習指導要領に対する横浜の教育課程の重点や特色の明確化
一人ひとりの子どもが“わかる授業”の実現を目指した指導方法や評価及び指導体制の改善・充実
学校・家庭・地域の教育の役割強化と連携推進
豊かな心を育成する新たな児童・生徒指導の在り方

3 安全教育（防犯・防災等）の推進策について

（１）現状と課題

ア 現状

（ア）各学校における取組

防犯教育の一環として、学校関係者だけでなく、警察官など外部から講師を招いた講習会や不審者侵入を想定した避難誘導訓練など体験的な学習を実施している。

安全指導として、小学校で交通安全指導、小中学校共通の指導場面として、遠足や宿泊学習等の事前・事後指導の中で交通安全、地震、火災等の安全指導を実施している。

ほぼ全校で防犯・防災教育を教育課程の中に位置づけ、防犯・防災情報の理解や危機回避の方法などについて、発達段階や教育環境などの状況に応じて学級、学年、全校の規模で計画的、適時的に実施している。

保護者・地域の防犯・防災教育に係る理解の促進を目的に、保護者とともに必要な内容を学べるように構成されたチェックシートを全児童生徒が作成し活用する方向での取組を推進している。

防災面では、防災訓練を地域と合同で実施している学校もある。

（イ）地域や関係機関との連携

P T A や地域の方々による学校内外のパトロール、登下校時の見守り、通学路の安全確認、子ども 110 番の家の設置など、子どもの見守り活動や学校の安全管理活動をサポートする「よこはま学援隊」制度の導入などが図られている。

また消防隊による学校周辺の巡回や、神奈川県警へも協力依頼を行い警察による学校施設の防犯診断が行われるなど、関係機関との緊密な情報・行動連携が推進されている。

（ウ）学校施設の安全・安心対策

防犯カメラの設置や緊急時校内連絡システムの設置、耐震補強工事などを実施している。

【学校における取組状況：調査対象校：小学校(354校)、中学校(146校)】

防犯教育

平成 17 年 3 月実施の『学校の防犯マニュアルチェックリスト』に基づいた安全点検結果から見た、横浜市立小・中学校の防犯教育に関する主な取組状況

	《小学校》	《中学校》
不審者侵入を想定した児童生徒の避難・誘導訓練の実施	98.3	87.6
児童生徒が危機に遭遇した際の対処について指導の実施	99.7	100.0
安全教育の計画的な実施	95.5	90.3
「子ども 110 番の家」等の避難可能な場所の周知	92.4	77.9

(単位は実施校の割合(%))

防災教育

平成 17 年 5 月各学校から提出された『学校経営計画』から見た、横浜市立小・中学校の防災教育に関する主な取組状況

	《小学校》	《中学校》
地震を想定した避難訓練の実施	98	94
火災を想定した避難訓練の実施	98	88
風水害を想定した訓練の実施	63	21
総合防災訓練の実施	100	100

(単位は実施校の割合(%))

イ 課題

(ア) 防犯・防災教育のより一層の充実に向けて

児童生徒の安全確保は、そもそも学校だけでは不可能なので、地域コミュニティの防犯・防災力の向上が必要不可欠であり、市長部局を含めた横浜市全体での取組が求められている。

また、家庭・地域や関係機関と学校が一体となり協働した取組をより一層推進・拡充する必要がある。

各学校が「学校・地域防犯会議」を開催するなど、学校防犯に係る情報や意見を交換し、協働した取組の一層の強化が必要である。

防犯・防災に対する避難訓練は各学校で実施されているが、避難訓練の想定内容によっては実施状況にばらつきが見られるため、各学校における指導力の向上が求められている。

児童生徒の危機回避能力の育成と危機場面での行動力育成など、自助力を養うような教育的取組が求められている。

(2) 改革の方向性

学校だけの取組ではなく、市長部局と協力しながら地域コミュニティの中で、防犯・防災能力を高めていく。

児童生徒の危機回避能力など対応能力の向上をめざした学校の指導力を向上させる。

学校、家庭、地域、関係機関の一体となった防犯・防災活動に連動した防犯・防災教育を推進する。

地域と協働した保護者の防犯・防災活動の活性化と家庭における防犯・防災教育を充実する。

(3) 改革の具体的方策

方策1 安全教育の実行体制の強化 - 家庭、地域、関係機関との連携・協働の推進

地域の大人の防犯・防災意識を高めるため、社会教育を充実させるとともに、市長部局との連携を図る。

子どもの安全は社会全体が協働して克服すべき課題であり、保護者が地域や学校の防犯・防災活動に取り組み、子どもを守る活動への積極的参画を促進する。

家庭、地域、関係機関との情報・行動連携をこれまで以上に積極的に行えるよう支援施策の充実を図る。

方策2 児童生徒のスキルアップ - 危機回避能力など対応能力を向上させる教育の推進 -

従来より実施している集団訓練を引き続き充実するとともに、「子どもの考える力」の育成を図る安全教育に取り組む。

教えられた知識や技術だけではなく、どうやって身を守ればよいかの自助力（考える力、イメージする力、生きる力）や、集団の中での共助力をつける安全教育に取り組む。

自助力・共助力の育成について、「自ら考える教育」を総合的な学習の時間を活用しながら積極的な推進を図る。

学習の手法として、プロジェクト学習等を活用する。

児童・生徒のイメージ力を育むため、通学路の地図や校内の図面、家庭周辺の地図等をもとに児童・生徒自らが校内・校外の図上訓練を行うとともに、子どもたちによる安全マニュアル作りを実施する。

方策3 安全教育の充実 -教材開発・指導力の向上・情報の共有化-

全児童生徒が保護者とともに必要な内容を学べるように構成されたチェックシートを作成し活用する。チェックシートは、保護者と子どもがともに地域を知り、行動方法を学べるよう工夫するとともに、具体的ですぐに役立つものにする。

【チェックシートの主な内容】

- ・緊急の連絡先や子ども 110 番の家、家族と待ち合わせる場所等の避難場所など地域施設の確認
- ・学区地図等をもとにした安全マップの作成
- ・外出時には行き先や道順、帰宅時間を保護者に告げるなどの行動確認の励行
- ・逃げる、知らせるなど、危機場面での行動目標の確認の励行
- ・安全な地域生活を送るための地域環境理解や家族での約束事の確認

チェックシートに関しては、学校で事前指導を行った上で、家族とともに実践的な防犯・防災行動について学び合えるように作成・活用を進める。

防犯・防災教育に関する教材開発を行うとともに、参考となる先行実践・研究や指導事例を収集し、教師の指導力の向上を図る。

他校の取組などについて学校間で積極的に情報交換する。

Y・Y NET（横浜市教育情報ネットワーク）を活用し、指導事例等を発信する。

ハマアップ（授業改善支援センター）で防犯・防災教育に関する相談・指導に取り組む。

4 確かな学力を育む教育の推進策について（中間答申）

（1）現状・課題

これまで横浜市が進めてきた学校教育は、平成11年3月に策定した「ゆめはま教育プラン」と、その基礎をなす「新よこはま教育プラン（以下「新プラン」）」に基づいている。この「新プラン」の中で、横浜市の学校では、子どもが自分で自分の未来を切り拓いていけるよう、一人ひとりの子どもの「成長過程」を大切にする「生き方の教育」を推進してきた。これからの横浜の子ども像を「自ら成長していく存在」「かけがえのない存在」「主体的に生きていく存在」と位置付け、「自分を創り横浜を創る子ども」という成長像を示している。また、この成長像に向けて支援していくために23の成長課題を示し、その実現を目指そうとしてきた。

さらに、「新プラン」では、「生き方の教育」の具現化を目指して、社会の変化に適応し、子ども一人ひとりの興味や関心を深め、確かな学力を育むために「ゆとり・活力・魅力ある学校づくり」を推進し、次のような取組を行ってきた。

- ・子ども一人ひとりを大切にした教育の推進（基礎・基本の徹底、学習の総合化、評価方法の改善）
- ・新たな学習方法の導入（学習集団・学習時間・学習空間の弾力化及び多様化、小中が連携した教育、区単位での教育課題の取組、新しい学習活動を実現する施設の整備）
- ・特色ある学校づくり（共生教育・道徳教育・人権教育等の推進、男女共同参画社会への取組、障害児教育の充実、中学校部活動の充実）
- ・今日的な教育内容（環境教育・国際理解教育・情報教育・健康教育・福祉教育等の推進）への対応
- ・今日的課題（いじめ・不登校問題等）への対応

また、平成17年2月には、「『確かな学力』向上のための当面の方策」を示し、「確かな学力」を向上させるため、次の6つの方策を推進している。

- 方策1：わかる授業のための指導方法の工夫改善
- 方策2：授業時数の確保など教育活動の見直し促進
- 方策3：「総合的な学習の時間」の抜本的改善
- 方策4：子どもたちの学ぶ意欲、学習習慣をしっかりと身に付けさせる取組の推進
- 方策5：語学教育・情報教育の強力な推進
- 方策6：教育委員会の学校指導・支援体制の充実強化

しかし、このような取組を推進してきた中で、次に挙げるような現状と課題を抱えている。

ア 横浜の教育課程の基準について

「新プラン」の中で、これからの横浜の子ども像を明確に位置付け、それを支援していく課題を整理したが、今後は、横浜らしさを強調し、将来を生きていく横浜の子どもに役立つような学びを重視しつつ、なおかつ多様性が許容されるグローバルシティ横浜のもつ財産を積極的に活用しながら、この横浜という「まち」がどのような教育を展開していけるのかを具体的な方策を通して示していく必要がある。

また、昨今の学力低下問題に対する不安を解消するためにも、基本的な考え方を明確に示し、“わかる授業”の実現を目指して、確かな学力の育成に向けた教科内容や授業時数を見直し、横浜として立場を明示することも求められている。

更には、学習指導要領と横浜の教育課程の関連についても検討していく必要がある。現在は、平成14年4月1日から施行された文部科学省の学習指導要領の改訂に合わせ、平成13年3月に各教科の「横浜市教育課程編成の指針（以下「指針」）」を作成し、横浜独自の3つの基礎・基本に基づいて指導内容を示しており、各学校では「指針」に基づいて教育課程の編成を行っている。

【参考】横浜市小学校教育課程編成の指針 算数 第2学年 A 数と計算(一部抜粋)

指導内容	関連	三つの基礎・基本			重点化した成長課題の観点	成長課題を実現する学習(活動)内容例
		知識・技能の基礎・基本	学び方の基礎・基本	生き方の基礎・基本		
(1) 数の意味や表し方について理解し、数を用いる能力を伸ばす。 ア 同じ集まりにまとめて教えたり、分類して数えたりすること。	2年 A(3) 乗法	同じ個数ずつのものをいく組か作って全体の数を知ったり、ものの数を数えるとき、形、位置、大きさなどの特徴に着目し、分類して数える。	集合の考え方をういて、同数ずつまとめて数えたり、個々の特徴に着目して分類整理して数えようとする。	根拠を明らかにしながら手際よく処理し、自他の考えを比べながら、互いが納得できるよりよい考えを生み出そうとする。	問題解決操作を通して考えの根拠を明確にしたり、より分かりやすく説明したりして理解を図ろうとする。	任意の大きさでまとめて数えたり、1ダース、半ダースなどを用いて数えたり、分けたりしてそれを具体物操作でなく念頭でも行えるようにする。

「指針」で示された内容は、国が示す最低基準としての学習指導要領と基本的に同じ内容を示してきたわけだが、各学校が多様化・複雑化してきた児童生徒の学習状況を踏まえて、これからの横浜の子どもに期待される資質・能力の育成に向けて、どのように具体的に対応していくかを示していくことが必要である。学習指導要領の範囲内でできることの再検討を進め、横浜らしい教育課程の編成に向けて、指導内容に軽重をつけて重点化を図ることや教科等を新設・再編すること、更には義務教育を通じた教育課程の在り方をも視野に入れた見直しが必要になっている。

このような中で、確かな学力を育むために学習指導要領の内容に関する指導の徹底を目指し、教育内容の見直しや授業改善の一層の推進も大切である。既存教科を新しいカリキュラムによって指導することや指導方法の改革への期待も大きくなっている。

一方で、横浜の教育のもつ良さの一層の伸張によって、教育の質的な向上を図ることも注視したい。特に、本市においては小中学校の教科等教育研究会での研究実績は極めて優れている。これらを新しい教育課程の基準作成に活用していくための環境整備も必要となる。

イ 教科等の実施状況について

これまで横浜市では、子ども一人ひとりを大切にされた教育の推進、環境教育、国際理解教育、情報教育、健康教育等の今日的な教育内容の推進、学習集団・学習時間・学習空間の弾力化及び多様化を図るなどの新たな学習方法の導入などを具体的な方策として掲げて、教科等の充実を目指してきた。

その中で、各学校の特色ある教育実践が推進されてきた反面、新しい今日的課題に直面し行き詰まったり、取組が形式化・画一化してしまったりして、十分な成果が期待できない部分も目立つようになってきている。特に、確かな学力を育むために必要な授業時間の確保、「道徳の時間」や現学習指導要領で新設された「総合的な学習の時間」の指導の在り方、本市が全校展開している「習熟度別指導」等、個に応じた指導などの工夫改善が必要である。

(ア) 授業時間数について

学校週五日制に伴い、確かな学力を育む教育の推進に授業時間の確保は大きな課題になっている。「横浜市立学校の教育活動に関する実施状況調査」によると、横浜市立小中学校の場合、小学校1年から中学校2年までの授業時数の平均は、学習指導要領で示された標準授業時数を越えているものの、中学校3年では下回っている。また、各学校における教育活動には標準授業時数には含まれないものもかなりあり、横浜のこれからの新たな取組も含めて確実に進めていくためには、十分な時間数の確保が必要となる。

【参考】授業時数の比較

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	中学 1 年	中学 2 年	中学 3 年
標準授業時数 (学習指導要領)	782	840	910	945	945	945	980	980	980
平成16年度の授業時数の平均：平成17年5月 (年間総授業日数：199日)	846	893	959	989	995	982	1008	1007	975

(17年5月横浜市教育委員会「平成16年度授業時数実績調査」より)

(イ) 基礎・基本の確実な定着について

基礎・基本の確実な定着の必要性が叫ばれるようになって久しい。この実現に向けて、各学校においては3つの基礎・基本から各教科の指導が進められているが、漢字力が極端に劣る子ども、九九が唱えられない子どもなど、基礎的・基本的知識・技能の定着が低下していることが大きな問題としてクローズアップされ、これが学力の低下の原因であるという声も多い。

このような中で、「読み・書き・計算」と言われる基礎的な知識・技能の理解・習得、当会議が第1回答申で示した語学教育戦略の推進などで重視しているコミュニケーション能力や表現能力の育成などの今日的な課題解決に向けて教科指導の見直しが必要である。特に、重点的に取り組む教科の設定や授業時間の保障、自学自習的な学習の推奨などを検討することが求められる。

(ウ) 総合的な学習の時間について

「総合的な学習の時間」の学校・学級間での質的格差や教育ニーズ調査結果にみる子ども、教師、保護者・市民の間における認識のずれは大きな課題である。

「総合的な学習の時間」は、地域や学校、子どもの実態に応じて、横断的・総合的な学習や子どもの興味・関心に基づく学習など創意工夫した教育活動である。子どもが各教科等の学習で得た個々の知識を結び付け、総合的に働かせることができるようにすることを目指している。このような中で、「自ら学び、自ら考える力の育成」「学び方やものの考え方を身に付けること」をねらいとした授業が展開されるわけだが、文部科学省が一律に内容を示しておらず、従来の教科のような教科書もないということは、学校が全体計画を作成し、創意工夫して実践することが期待されている。

「横浜市内立学校の教育活動に関する実施状況調査」によると、総合的な学習の時間に係る全体計画（「目標、内容」「育成する資質、能力や態度」「学習活動、指導方法」「評価計画」「地域、外部機関との連携」）の作成状況は、平成 17 年 2 月時点で、小学校で 298 校(84.2%)、中学校で 135 校(93.1%)、盲・ろう・養護学校で 8 校(72.7%)となっており、各学校において全体計画の整備は進んできた。

しかし、全体計画の整備とは裏腹に、その授業実践の状況は必ずしも十分とは言えないのが現状である。先の「総合的な学習の時間」のねらいを十分達成することができずに授業が進められていることが多い。知識内容を注入するだけに終わったり、形式的な活動だけで十分な学びの場を用意しなかったり、更には、地域や学校の特色を生かした展開を用意できなかったりなど、学校や学級における質的な格差は年々広がりつつある。

「総合的な学習の時間」において思考力、判断力、表現力、行動力、応用力、情報選択力、コミュニケーション力、友達づくり等を積極的に育成したり、防犯・防災、ライフスキル等の今日的課題を取り上げ、自助力、対応能力・意識の高揚を図ったりすることが求められる。

このような状況も反映して、小・中学校ともに多くの学校が「総合的な学習の時間」の充実に向けて「実態や特色を踏まえたテーマ設定」「体験的な学習の事前・事後指導の充実」「地域人材や資源の活用」が必要であると回答している。横浜市では、既に「総合的な学習の時間 指導資料」を発行して指導モデル等の提示をしているが、これらの学校からの要望は、各学校における独自の単元開発が十分でないことを物語っている。

さらに、横浜市教育ニーズ調査の結果によると、保護者・教員の「総合的な学習の時間」の評価は、保護者は、「今後ますます特色ある取組に期待している」と「現状の取組を継続してほしい」が過半数（53.5%）を占めている一方、教員の評価は、「ねらいを達成することが難しく、抜本的に見直す必要がある」が過半数（51.3%）を占め、総合的な学習の時間に対する保護者・市民の期待と学校現場の実情との差が現れている。

また、小・中学生の感想としては、「とても楽しく、進んで新しい学習に取り組んでいる」と「まあまあ楽しい」を合わせた「楽しい」が小学生で 93.6%、中学生で 76.8%と多数を占めている。

(I) 道徳の時間について

「道徳の時間」の実施状況も大きな課題として挙げられる。「横浜市立学校の教育活動に関する実施状況調査」によると、道徳の授業時数は、全国平均を若干下回っており、この授業時数の不足の原因は「他の教科等に充てた」学校が多いためである。

【参考】道徳の時間の実施状況

	小学校	中学校
横浜市 (H16 年度)	34.5 時間	32.5 時間
横浜市 (H15 年度)	34.1 時間	29.0 時間
全国平均 (H15 年度)	35.3 時間	33.6 時間

(15 年度文部科学省「道徳教育推進状況調査」、17 年 2 月横浜市教育委員会「横浜市立学校の教育活動における実施状況調査」より)

道徳の授業が充実しない原因に、授業そのものが副読本を活用した形式的な展開になることが多いことを指摘する声もある。また、具体的な学校生活における問題解決をもってそれに替えることも多いことから、より実効性のある展開を開発することが必要になっている。

また、同調査の中で、授業時数の確保に向けた取組について、全ての学校で道徳の時間を時間割に設定しているものの、「道徳の授業を月曜日以外に設定」「計画の見直しを実施」「道徳授業の補充」を実施していない学校がある。

一方で、文部科学省が実施した「義務教育に関する意識調査」の結果によると、学校教育で身に付ける必要性が高い能力の一つとして、小学生の保護者は「善悪を判断する力」を、また小・中学生も「よいことと悪いことを区別する力」を挙げており、道徳の授業の充実を図ることが急務であることがわかる。

【参考】保護者が学校教育に求めるもの（学校教育で身に付ける必要性が高い能力）

順位	小学生	中学生
1 位	「教科の基礎的な学力」	「教科の基礎的な学力」
2 位	「人間関係を築く力」	「人間関係を築く力」
3 位	「善悪を判断する力」	「自ら学ぼうとする力」

(17 年 6 月文部科学省「義務教育に関する意識調査」中間報告より)

(オ) 習熟度別指導等の新しい指導方法と評価について

横浜市では、これまでも少人数指導のための加配などを通して、個に応じた指導の充実を図ってきたが、平成 17 年度からは習熟度別指導を全市立学校に導入した。これは、一人ひとりの児童生徒が分かる授業を実現するために、学習内容の習熟の程度に応じた指導が欠かせないという理由からである。しかし、小中学校の取組の現状は、指導内容や対象学年が限定されていたり、指導方法・指導形態が固定的であったりして十分とは言えない。

【参考】習熟度別指導の実施状況

	小学校	中学校
平成 16 年度	287 校 (81.3%)	71 校 (49.0%)
平成 15 年度	243 校 (68.8%)	74 校 (51.0%)

【参考】習熟度別指導の実施予定教科(平成 17 年度)

実施予定教科	小学校	中学校
算数・数学	98.0%	93.1%
英語		69.7%
理科	10.5%	20.7%
国語	10.2%	8.3%
家庭・技術家庭科	9.0%	2.1%
音楽	2.8%	1.4%

(17 年 2 月横浜市教育委員会「横浜市立学校の教育活動における実施状況調査」より)

これは、「習熟度別指導」に限らず、新しい指導方法に積極的に取り組む姿勢が十分でないことを物語っている。今後、これまでの画一的・固定的な指導方法・指導形態を見直したり、指導モデル提示をしたりするなど大幅な改善の必要がある。

また、これらの新しい指導による子どもの現状の適切な把握とそれに対応した指導の工夫改善も欠かせない。そのためには客観的かつ信頼できる評価の開発が必要である。

特に、授業での指導内容が正しく評価されたり、望ましい学習が奨励されたりする評価方法の開発が求められている。子どもに期待する達成目標を明確にして、より指導の充実を図ったり、本市で長年にわたって実施されてきた標準学力診断検査(小学校) 横浜市中学校診断テスト(中学校)のノウハウを積極的に活用したりするなどの工夫も重要である。

子どもにとって“わかる授業”の実現に向けて、指導と評価の両面から総合的に見直していくことが大切になる。

ウ 教育環境について

(ア) 教員の指導力

横浜市の教員の指導力は高い。これはこれまでに小中学校教育研究会での研究実践や各学校での重点研究・共同研究での実践等を中心に長年培われてきたものである。しかし、これらに支えられた授業実践力のノウハウの共有及び活用は十分とは言えない。特に横浜市においては、ここ数年の教員大量採用を受けて、指導力向上へ向けた研修の必要性や新しい教育課題への対応の仕方、指導方法の工夫改善といったニーズに対応することが不可欠になっている。

このような状況下で、今年6月、授業実践のノウハウを提供するために、横浜市教育文化センター5階に授業改善支援センターが設置されたが、その利便性の向上や指導主事等による学校支援体制の充実が急務になっている。また、教職員が日常的により多くの情報を共有できるようにするために、活用しやすいインターネット環境の整備を推進していくことも重要な課題である。

(イ) 教育実践環境

指導内容や指導方法の改善を図るためには、教育実践の環境整備が欠かせない。特に情報教育などの指導内容へ対応するためにはハード面の充実が求められたり、習熟度別指導などの指導方法の充実には学習空間の保障が必要になったりする。物的側面からの支援が求められる。

エ 学習意欲・習慣の変化

文部科学省による「教育課程実施状況調査結果」やPISA(OECD生徒の学習到達度調査)、TIMSS(国際数学・理科教育動向調査)などの国際調査の結果からも、学習習慣の変化と学力との関連の指摘がなされ、意欲の低下と学力との関連が大きな問題として挙げられている。

これまで学習を動機付けてきた社会の様々な要因が子どもにとって無力化し、勉強することへの意識と、子どもの学びへのモチベーションとのかかわりも大きく変化してきている。ここ数年クローズアップされてきた学習意欲の向上と学力の向上との関連についての分析も総合的に学力を調査していく中で検討しなければならない。

【参考】小中学生が勉強する理由

順位	小学生	中学生
1位	「新しいことを知るのが楽しいから」	「テストでいい点数をとるとうれしいから」
2位	「将来の夢をかなえたいから」	「将来の夢をかなえたいから」
3位	「テストでいい点数をとるとうれしいから」	「いい高校や大学に入りたいから」

(17年6月文部科学省「義務教育に関する意識調査」より)

【参考】勉強意欲がわく場合

順位	小学生	中学生
1位	「授業がわかりやすい」	「授業がわかりやすい」
2位	「競い合うライバルがいる」	「先生を選べる」
3位	「クラスを選べる」	「クラスを選べる」
4位	「先生にほめてもらう」	「競い合うライバルがいる」
5位	「先生を選べる」	「先生にほめてもらう」

(16年4月横浜市教育委員会「横浜市教育ニーズ調査」より)

このような中で、早急に子どもの学習意欲低下に対応するための有効な手だての検討を進めていく必要がある。特に、子どもの学習意欲や学ぶことの必要性の喚起にかかわる学校及び教職員、家庭教育の役割については抜本的に見直していくことが求められる。

特に、学習意欲の向上に向けて、体験的活動の充実や家庭・地域教育との積極的な連携が不可欠である。座学中心の学習や形骸化した体験学習を見直したり、子どもの関心を大切にされた体験的活動を単元化したりしていくことや地域と関わっていく中で子どもが地域とつながる良さを実感したりする教育を推進していくことが大切である。

また、家庭や学校において義務、責任、忍耐力にかかわる指導の徹底を図ることも急務である。家庭での学習時間の減少、TV視聴時間増大などと学習習慣との関連が指摘されているが、家庭教育の果たす役割を示していく必要がある。

【参考】学習意欲と学習習慣

		日本・中学生	国際平均
勉強は楽しいと思う	数学	39%	65%
	理科	59%	77%
学校外での時間の過ごし方	宿題をする	1.0時間/週	1.7時間/週
	TV・VTR	2.7時間/週	1.9時間/週
	家の手伝い	0.6時間/週	1.3時間/週

(国際教育到達度評価学会〔IEA〕:「TIMSS2003」より)

オ 児童生徒指導の在り方

社会・生活の変化により、児童生徒にかかわる問題が多様化、深刻化、低年齢化してきている。いじめや校内暴力、不登校等への対処の仕方については、対症療法的な対応ではなく、これからの横浜の子どもに期待される資質・能力の育成に向けた積極的な指導への転換が求められている。昨今、大きな問題になっている児童生徒の問題行動やそれに伴う学級崩壊などは、多くの児童生徒の心に内包する課題の現われであり、学力向上の課題解消に向けては、豊かな心の育成を視野に、より一層議論を深める必要がある。

【参考】横浜市の暴力行為の発生状況

校種	15年度(件)	16年度(件)	増減率(%)	
小学校	162	245	51.2	83件増
中学校	2100	1861	11.4	239件減
高等学校	33	18	45.5	15件減
合計	2295	2124	7.5	171件減

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

【参考】横浜市のいじめの発生状況

校種	15年度(件)	16年度(件)	増減率(%)	
小学校	247	129	47.8	118件減
中学校	476	436	8.4	40件減
高等学校	5	3	40.0	2件減
合計	728	568	22.0	160件減

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

児童生徒指導を充実させるためには、長期スパンでとらえ、学校だけでなく家庭・地域や関係機関と協働した取組を推進する必要がある。

また、児童生徒が相互理解を図ったり人間関係調整能力の育成をめざす児童生徒指導の実践を進める必要がある。

(2) 改革の方向性

ア 学習指導要領に対する横浜の教育課程の重点や特色の明確化

(ア) 横浜の教育課程の基準の明確化

これからの横浜の子どもに期待する資質・能力を育成するために、国の学習指導要領と横浜市
の教育課程との関連を明確にする。「指針」に替わるスタンダードの設定が必要で、重点的に取り
組む内容やその指導に必要な時間数とその配分などの大幅な見直しを行う。

(イ) 教育課程の特色の明確化

横浜の教育課程の基準を設定し、重点や特色を明確にする。基礎的な学力の育成に向けた重点
的に取り組む教科の設定や明確な到達目標、学力保証のための取組の検討、生きるための学力の
育成に向けたこれまでの教科等の枠組みに縛られない再編などを進める。

(ウ) 小中一貫での教育課程編成

横浜の教育課程の重点を具体化するために、小中学校のカリキュラムの接続を図る。小中学校
間の人事交流を促進し、より効果的な教育課程の編成や運営が可能になる環境を築く。

イ 一人ひとりの子どもが“わかる授業”の実現を目指した指導方法や評価及び指導 体制の改善・充実

(ア) 横浜型の指導方法の確立

横浜の教育課程の基準を実現していくには、より具体的な指導モデルを提示する。横浜が今年
度から全校導入している習熟度別指導や体験学習、キャリア教育等では、横浜型の指導モデルの
開発やその明示を行う。

また、小学校においては、低学年での少人数学級や高学年での教科担任制導入など指導方法の
モデル策定とそれらを推奨していくことが大切である。さらに、教育課程や児童生徒指導の一貫
性を保つために、幼保小中高の指導内容や指導方法の連携・開発を推進する。

(イ) 横浜の子どもの学習状況を的確に把握できる評価の実現とその有効活用

より客観的で信頼できる評価の実現は大きな課題である。また、確かな学力を育むためには確
かな評価と指導の一体化が不可欠である。特に、学習状況調査結果の指導への活用方法の開発を
推進していく。横浜の教育課程の基準に対する達成状況の把握、教育課程開発との連動や学習状
況の正確な情報発信及び説明徹底なども検討する。

(ウ) 教師の資質・能力を高め、指導力の向上を目指す研修の充実

横浜の教育課程の基準を授業で具現化していくためには、教師の資質・能力の向上は欠かせな
い。力量向上への支援策の充実を図る。特に、授業改善支援センターの機能強化や教師のステ
ージ別・目的別教員研修のシステム開発は急務である。

ウ 学校・家庭・地域の教育の役割強化と連携推進

(ア) 家庭・地域教育の充実・推進

学ぶ意欲や学習習慣の改善、更には基礎的な学力の水準維持に向けて、家庭や地域の教育の役割を明確にし、その充実を図る。特に、宿題や家庭学習を積極的に推奨したり、放課後等での地域教育を推進したり、更には望ましい生活習慣推奨モデルを提示したりするなどして、家庭での教育に能動的にかかわっていく。

(イ) 安全かつ安心な生活を送る地域環境の整備

まちの中でしか経験することができない学びを経験することを目指し、地域の教育環境づくりに積極的にかかわるとともに、人材や教材の開発を進め、新しい学習の場として活用する。

エ 豊かな心を育成する新たな児童・生徒指導の在り方

(ア) 児童生徒に関する問題への対応強化及び指導モデル開発

様々に多様化、深刻化する児童生徒に関する問題への対応については、対症療法的な指導にとどまることなく、予防的な指導実践が望まれる。「児童・生徒指導の緊急対策プロジェクト報告書(平成17年8月 横浜市教育委員会)」にある12のアクションプランの実現を目指し、小学校での児童指導の体制確立・強化を図ったり、各学校では暴力・いじめ等の課題克服のための指導プログラムを策定し、実践するとともに、学校・家庭・地域・関係機関が協働した取組を行うなど、より一層の指導の充実を図る。

(イ) 長期スパンでとらえた児童・生徒指導の推進

青年期の諸問題等を見据え、幼・保・小及び小・中学校間で協働した指導を実践する。授業交流や授業交換会、児童会と生徒会の交流、交流行事の推進など協働した教育活動を実践するとともに、小・中学校間の人事交流を推進し、より効果的な指導の在り方を模索する。

第2部

校内組織の整備と活性化

- “学校チーム力”アップをめざして -

< 学校運営に関する事項 >

1 はじめに

学校には、保護者や地域の要請に応えながら、教育目標の実現に向け、主体的に教育活動を実践することが期待されている。そのため 学校における組織体制や校務分掌、与えられた権限と責任を全うできる仕組みづくりなど、校長が学校経営という視点に立ってリーダーシップを発揮できる「校内組織の整備と活性化」を、現代社会の状況と照らし合わせながら推進していくことが重要である。

また、学校は、家庭・地域とともに、互いに高めあう成熟したパートナーシップを形成し、「開かれた学校」として「地域との連携」を一層図り、教育支援・協力を得ていく必要がある。

このことから、会議では、新たな時代に相応しい学校像を念頭に「校内組織の整備と活性化」について議論を重ねた。

2 提言のポイント

(1) 校務分掌など校内組織の整備

- 校務分掌の整理合理化
- 渉外・広報担当の明確化
- 地域コーディネーターの設置
- 管理業務と会議のスリム化

(2) 学校運営を支える機能の充実

- 校長の自律的な学校経営の推進
- 副校長の職務の整理
- 副校長の複数配置の検討
- 一定の機能をもつ管理職補佐職の設置
- 企画運営会議（仮称）の設置

(3) 事務処理体制の整備

- 事務処理体制の明確化・効率化
- 事務処理の「共同実施」
- 学校運営面におけるIT化の推進

横浜教育改革会議 学校運営検討事項概念図

校内組織の整備と活性化

開かれた学校づくりの推進
(第1回答申で提言)

家庭・地域との連携推進

第2回
答申

<今、学校に求められているもの>

一人ひとりの子どものニーズや保護者からの負託
へのきめ細かい対応
保護者・地域に開かれ信頼される学校づくり
自律・分権型の学校運営

<現状・課題>

ア 組織体制と責任体制
イ 情報の伝達・共有と組織運営
ウ 組織的な人材育成
エ 地域・保護者からみた学校
オ 危機管理体制

< 具体的方策 >

- (1) 校務分掌など校内組織の整備
 - 校務分掌の整理合理化
 - 渉外・広報担当の明確化
 - 地域コーディネーターの設置
 - 管理業務と会議のスリム化

- (2) 学校運営を支える機能の充実
 - 校長の自律的な学校経営の推進
 - 副校長の職務の整理
 - 副校長の複数配置の検討
 - 一定の機能をもつ管理職補佐職の設置
 - 企画運営会議(仮称)の設置

- (3) 事務処理体制の整備
 - 事務処理体制の明確化・効率化
 - 事務処理の「共同実施」
 - 学校運営面におけるIT化の推進

3 学校運営組織の現状と課題について

(1) 検討にあたって

学校は、都市化や人口流動等の社会の変化を受けているほか、いじめ、不登校等の児童・生徒をめぐる課題への対応、習熟度別指導や少人数指導等の個に応じた学習指導体制の拡充等を行ってきている。

学校を取り巻く状況が大きく変化中、学校は、学校運営への参画、学校情報の公開等、多様化する地域・保護者の要望等に対して、十分な対応ができなくなっている。それには、学校運営のあり方にも大きな要因があると考えられる。

学校運営組織は、「横浜市立学校の管理運営に関する規則」における校長や副校長、教務主任の職務、職員会議等の基本的事項の規定に基づき、校務分掌等の校内組織として校長が定めることとなっている。

校務分掌形態は、学習指導や事務分掌、研究や各種教育課題への対応等により校種や学校で異なる。かつての学校は、学習指導、生活指導面とも、教員が子どもと向き合う時間は多かったが、多くの課題を抱える現在、従来のような対応では追いつかない状況にある。

今学校に求められることは、一人ひとりの子どものニーズや保護者からの負託にきめ細かく応え、また、保護者・地域に開かれ、これらと一体となった特色ある教育活動の展開による信頼される学校づくりであり、自律・分権型の学校運営である。

このため、これからの学校運営組織は、課題への対応に際して、より効率的で迅速な対応とともに、明確なビジョンをもつ事業遂行型の組織を整備していく必要がある。また、保護者・地域の要望に応えられるよう、学校の自律性を高め、校長が、学校教育目標実現のためにリーダーシップを発揮できるようにすることが求められる。

(2) 学校運営組織の現状と課題

企業等にみられる「ピラミッド型組織」に対し、学校の運営組織は、校長、副校長の学校管理者以外の教職員が横並びの「なべぶた型組織」である。

○このフラットな組織体制は、学校行事など、全教職員が同じ土俵に立って議論をし課題解決にあたり、共通理解を図ったりする上では有効な組織で、有機的な連携によってチームワーク機能をもつ学校の良さが発揮される特質をもつ。

しかし、同時に次のような現状と課題を抱えている。

ア 組織体制と責任体制

教職員の職務は、添付資料1（30 ページ）の「学校運営組織図例」のとおり、分掌・部会・委員会単位に細分化され広く枝分かれしている。また、教職員は、細かく分業化した各部に複数所属し、通常は、並列の「一人一責任体制」により運営されている。

- 校長は長期ビジョンをもった上で、教職員や学校を取り巻く状況を考慮し、組織づくりをしているが、具体的教育活動の多くは、必ずしも、学校目標実現のための組織的な活動になり得ていない。

この複雑な組織では、会議開催や所属構成員の確保の困難、事業遂行上の責任の不明確化、形骸化などをもたらすものと思われる。

- また、教職員も、授業や部活動等のほか、これら種々の学校運営組織に関わる会議に時間を費やすため、長時間勤務や多忙感を生み、授業力を中心とした教師力を高める時間の確保に支障をきたすことにつながっている。

次に、副校長の職務は、学校教育法上「校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる」と規定されているが、現実には事務処理から環境整備に至るまで、その業務は多岐に亘り、これらにかなりの時間と労力を費やさざるをえない状況にある。このことは、本来業務である教育管理職としての職務遂行にあたり危惧される状況にある。

更に、多くの学校では、学校事務に関し、事務職員と教職員との業務分担が必ずしも明確でないため、副校長と事務職員の重複した業務執行、教員の経理事務等への関与のほか、学校事務における学校間の差異を生みやすい状況にある。

イ 情報の伝達・共有と組織運営

細分化された学校運営組織のため、日常の教育活動や突発的な課題への対応は、担当する部や委員会に委ねることが多い。このため、リーダーの力量等により、活動効果に差が生じる。また、一部の力量のある職員への業務集中、他の教職員の組織への帰属意識の低下を招きかねない。

教職員が自らの役割をしっかりと果たすとともに、学校全体として総合的、組織的に対応するための“報告 連絡 相談”体制が十分とはいえない傾向にある。その結果、情報の伝達・共有が不足し、学校組織集団として、「情報の共有化」が不十分となっている。

一方、横浜市立学校におけるITの普及は脆弱であり、IT化や機械化により効率化が図れるものが多いにもかかわらず、現実には、かなりの非効率化を招いている。

ウ 組織的な人材育成

教職員は、組織上置かれる主任を含め、校長の学校運営を支えるスタッフとして十分育成されていない状況がみられる。

連絡調整及び指導、助言を行う主任等も責任と権限がないため、新しい教育ニーズや課題解決に向けた迅速な組織的対応が難しく、管理職を補佐する職の育成に大きな課題が残されている。また、各学校において、教職員同士で培うべき課題解決力や対応力を育成する仕組みは、一般に十分とは言い難い。

エ 地域・保護者からみた学校

学校は、これまで、教師の専門職集団として職務を細分化し、これに応じた分担組織をつくり、課題に対応してきたため、一般的には学校の外からみれば、複雑で分かりにくいものとなっている。

また、学校運営組織図からも、具体的な業務担当がいま一つ明確でない。

○ 渉外や広報など、学校全体に関わる業務について、管理職を補佐する職が明確でないため、実際には、校長・副校長による対応をせざるをえない状況となっている。

こうした中では、地域や保護者の願いや期待が学校にうまく伝わらず、結果として、地域・保護者との連携・協働意識の醸成の妨げになっているとも思われる。

オ 危機管理体制

校長・副校長は、学校管理に加え、保護者や地域との関わり等もあり、その所管範囲は広く、やむを得ず、2人の不在時に問題が発生した場合の即応体制には課題がある。

防犯・防災といった危機管理のみならず、平時においても、学校は、意思決定や組織的管理対応では、機敏性、柔軟性に欠ける傾向がみられる。

4 課題解決に向けた具体的方策

学校がより自律的・機能的に学校運営を果たし、総合的な“学校チーム力”アップをめざすことは、開かれた学校づくりを進める上で有効である。

このため、学校が担う管理運営業務自体のスリム化、効率化等への市教委の支援のほか、各学校の各種会議の見直し等、学校独自で取り組める業務の効率化は積極的に進めていく必要がある。

また、横浜市のもつ市域の広さや、学校規模等の特性をとらえた検討をすべきである。

さらに、横浜市立学校のIT化や、事務処理体制のあり方についても検討すべきである。

一方、神奈川県教委では、新たな学校運営組織の検討をしているが、当部会では、これを考慮しつつ、上記の観点から次のとおり、具体的方策をまとめた。

(1) 校務分掌など校内組織の整備

方策1 校務分掌の整理合理化

学校教育目標実現のため、学校に必要な機能を見極め、効率的な業務遂行を図る観点で、校務分掌の整理・合理化など組織の簡素化を進め、非効率的な学校運営の抜本的改善を図っていく必要がある。

組織再編による具体的な組織内容は、各校種・各学校の実情に応じた自律的な決定がされていくべきと考えられる。

具体的なグループ編成例

児童・生徒指導に関わる職務を中心的な機能とした部

教育内容に関わる職務を中心的な機能とした部

学校運営全般に係る職務を中心的な機能とした部

具体的な組織編成のイメージ図

添付資料2(32ページ)参照

方策2 渉外・広報担当の明確化

学校の組織再編にあたり、当部会が先に提言に掲げた「地域職員室」や、PTA活動に対応できる機能を、いずれかの部門の役割として明確に位置付け、学校の地域連携機能を強化していくことが求められる。

また、今日の学校において、たいへん重要な職務に位置づけられている情報発信や渉外の機能から、地域連携機能を明確にすることが重要である。

方策3 地域コーディネーターの設置

地域・保護者との協働に支えられ、学校の透明性を高めた運営組織の構築が必要である。そのため、授業数等の負担軽減を図り、地域協働のコーディネーター役を学校組織に位置づける必要がある。

方策4 管理業務と会議のスリム化

学校が担うべき業務を再点検し、増加した学校の管理業務について、数値目標を掲げてスリム化を図るなど、教職員が教科指導や児童・生徒指導に力を集中できるよう環境整備を進めるべきである。

また、「なべぶた型組織」が構造上もたらす「一人一責任体制」による、細分化と責任の不明確性、非効率的な全体参加による会議形式を改め、会議のスリム化等を図り、意思決定過程が明確で、機能的・機動的な会議を学校運営に位置付ける必要がある。

(2) 学校運営を支える機能の充実

方策5 校長の自律的な学校経営の推進

地域に開かれた特色ある学校経営を進めていくため、校長に学校経営に係る権限ができるだけ付与されることが不可欠である。

横浜市においては、既に人事や予算執行の点で、一定の取組が図られているが、なお一層、取組を進めていくことが必要である。

方策6 副校長の職務の整理

副校長が校長を補佐する本来の機能を担い、カリキュラム管理や教職員管理に集中できるよう、副校長の職務を含め、校内業務全般の整理を図る必要がある。

特に、副校長・学校事務職員との間で職務内容が重複する点が認められることから、各々の職の専門性を一層生かすよう、両者の職務の整理をすべきである。

職務内容の整理にあたり、副校長の主たる業務を「校長を補佐する立場からの校内業務全般の調整、カリキュラム管理及び教職員の指導・監督、評価」と改めて位置付けるほか、学校事務職員の主たる業務を「学校運営の円滑化を事務処理の立場から担うこと即ち、児童・生徒の指導に係る直接的な事務以外のすべての学校事務の処理」と位置付けるなど、副校長と学校事務職員の役割分担の明確化を図る。

方策7 副校長の複数配置の検討

特色ある自律的な学校経営が求められ、学校管理職の地域連携や教職員の管理に関わる職務がますます増大化する学校状況から、新たな学校運営組織を編成することや、学校事務職員等との職務内容を整理した上で、なおかつ校長を直接補佐する副校長職を複数配置していく必要性は、十分に認められる。

特に、大規模な学校では、教職員数が50人を超えることも珍しくないが、この教職員数を2人の学校管理職で適切に管理していくことは、スパンオブコントロールから考えても困難な状況と思われる。

単純に副校長の数だけを増やしていくことは困難な状況と認められることから、一律に複数配置を図っていくことは現実的ではないが、一定規模以上の学校においては、副校長の複数配置も検討されるべきである。

学校状況を鑑み、校長が複数の副校長を必要とした場合には、例えば、当該副校長に一定の授業も分担させる等の工夫をした上で、教員定数を副校長に振り替えるようなことを含め、神奈川県教委と調整を図っていくことも検討していくべきである。

方策8 一定の機能をもつ管理職補佐職の設置

校内組織の整理・合理化による新たな学校運営組織において、校長・副校長の学校管理職を補佐し、各部門を総括する職の設置が必要である。

当該学校管理職を補佐する職については、神奈川県教委が平成18年度に、新たな職（県立学校では総括教諭）の設置とその職の職責に見合う給与（給与表上に副校長と一般教諭の間の級の新設）の設定を予定しており、横浜市においては、この新たな職の設定を通じ、管理職の補佐機能を位置付けていくことが望ましい。ただしその際、当該補佐職の役割・権限を明確にし、校内組織が機能的、効率的に運営されるよう留意すべきである。

また、現在、各学校で学校運営上、中心的な連絡調整機能を担っている教務主任や学年主任については、原則として、この新たな職と兼務させる等の工夫を図るべきである。

新たな職の役割については、

校長・副校長の学校運営の補佐

所掌グループの校務統括

教職員の人材育成

に加え、所掌グループの管理を適切に行うため、一定の指揮命令権的な権限を付与することを検討すべきである。

また、この職の名称については、グループリーダーとしての役割を表す補職名を検討すべきである。

方策 9 企画運営会議（仮称）の設置

ますます複雑化・多様化する学校運営に対応していくため、各学校に校長・副校長のもとに、上記の管理職補佐職を加えた「企画運営会議」（仮称）を設置し、学校内における意思決定の迅速化を図っていくべきである。

（ 3 ）事務処理体制の整備

方策 10 事務処理体制の明確化・効率化

不明確な分掌による副校長、学校事務職員、教員相互における事務処理の重複は、学校運営上の非効率性の象徴である。

副校長の本来の役割である校長の補佐の観点だけでなく、効率的な事務処理体制を整備していくため、校内における副校長と事務職員の職務内容の明確化を図るほか、事務職員が事務処理能力を充分発揮・向上できる体制を整備し、その能力を活用すべきである。

具体的な副校長と事務職員の業務の分担モデル例

添付資料 3（ 33 ページ）参照

方策 11 事務処理の「共同実施」

学校事務の共同実施は、複数の近隣校に属する学校事務職員が連携組織を構成し、学校事務を効率的かつ適正に処理するシステムであり、広域で多くの学校数を抱える横浜市にとって、教育行政の自律・分権化の観点から検討に値する。

文部科学省では、平成 13 年度より「第 7 次教職員定数改善計画」の中で、共同実施を根拠とした事務職員の定数加配を行っている。

横浜市では現在、16 名の定数加配を受け、49 の学校が連携組織を構成して事務処理にあっており、効率化、適正化等に一定の効果を挙げていると考えられる。

このため、いくつかの学校の事務職員が組織を形作り、学校事務の共同処理を図ることは非常に有効と考えられ、学校事務の「共同実施」の効果を十分に検証したうえ、拡大を図る必要がある。

方策 12 学校運営面におけるIT化の推進

現在、横浜市では、行政情報ネットワークであるYCAN（Yokohama Communication Network）の端末を各学校へ設置しているところであり、平成18年度以降は、新たな財務システムによる処理を段階的に学校へも導入する予定である。

しかし、単純に学校のハード面だけのIT化促進でなく、膨大な学校事務の軽減に向けた教育委員会全体でのIT化と、それに伴う業務の整理が重要な課題である。

このため、一層の事務処理の合理化を推進するためには、遅れているネットワークとハードの整備を強固に進め、更に、様々な業務のIT化に欠かせないソフト面の整備、職員の機器操作・処理能力の向上、サポート体制の充実等をあわせて進めていく必要がある。

そのためには、学校支援ボランティアの活用や、「民」の力の導入等も視野に入れた、学校の事務処理業務軽減を進めるシステムを考えていくべきである。

5 まとめにあたって

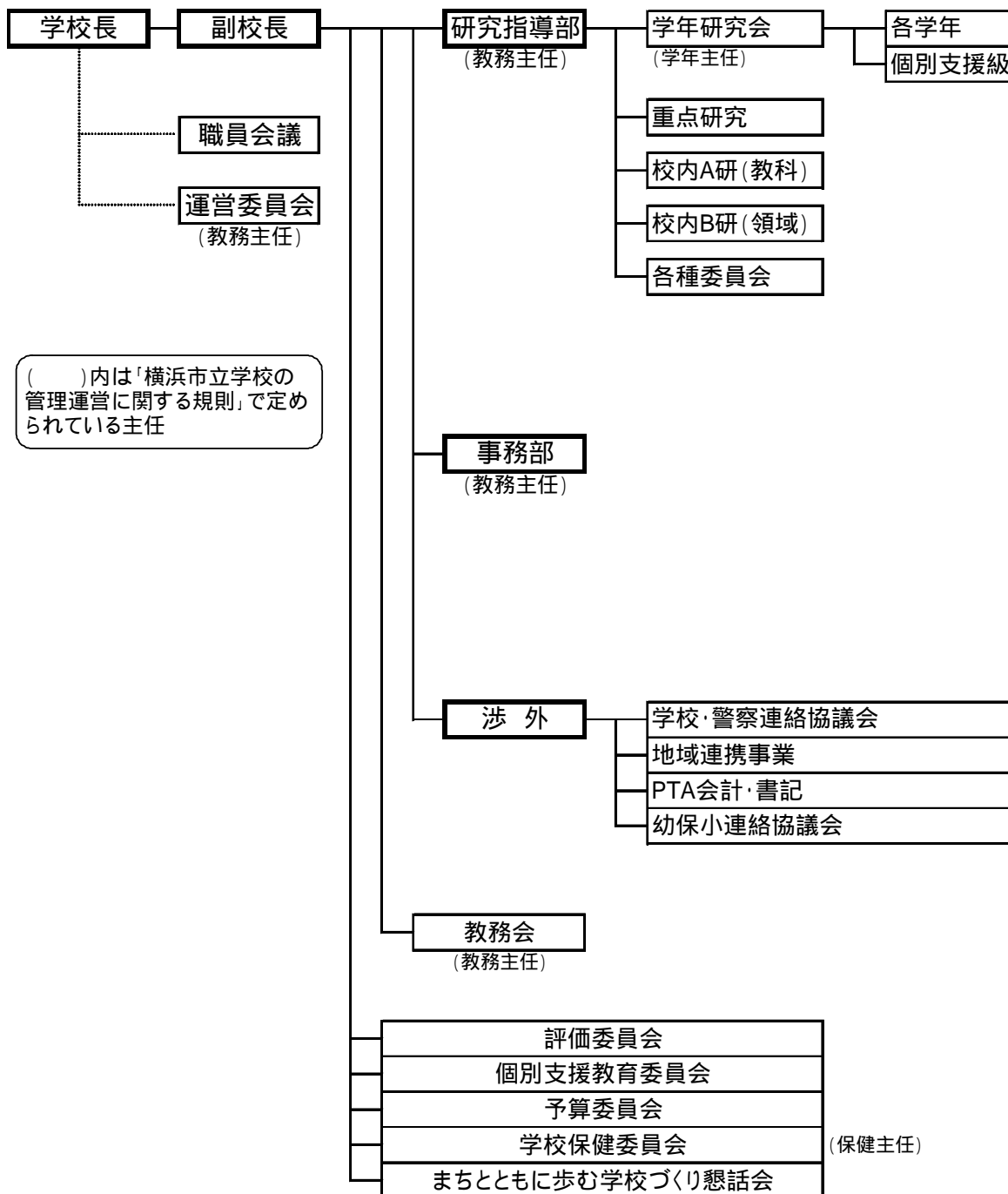
神奈川県教委が来年度から導入を予定している、新たな学校運営組織や新たに設置される職については、県費負担教職員制度の枠内という制約条件のもとでの導入であり、なお、いくつかの課題を抱えたままのスタートとなることは止むを得ないものである。

しかしながら、新たに設置される職が期待通りの働きをすることができるか否かは、ひとえに市教委と各学校長の対応にかかっている。

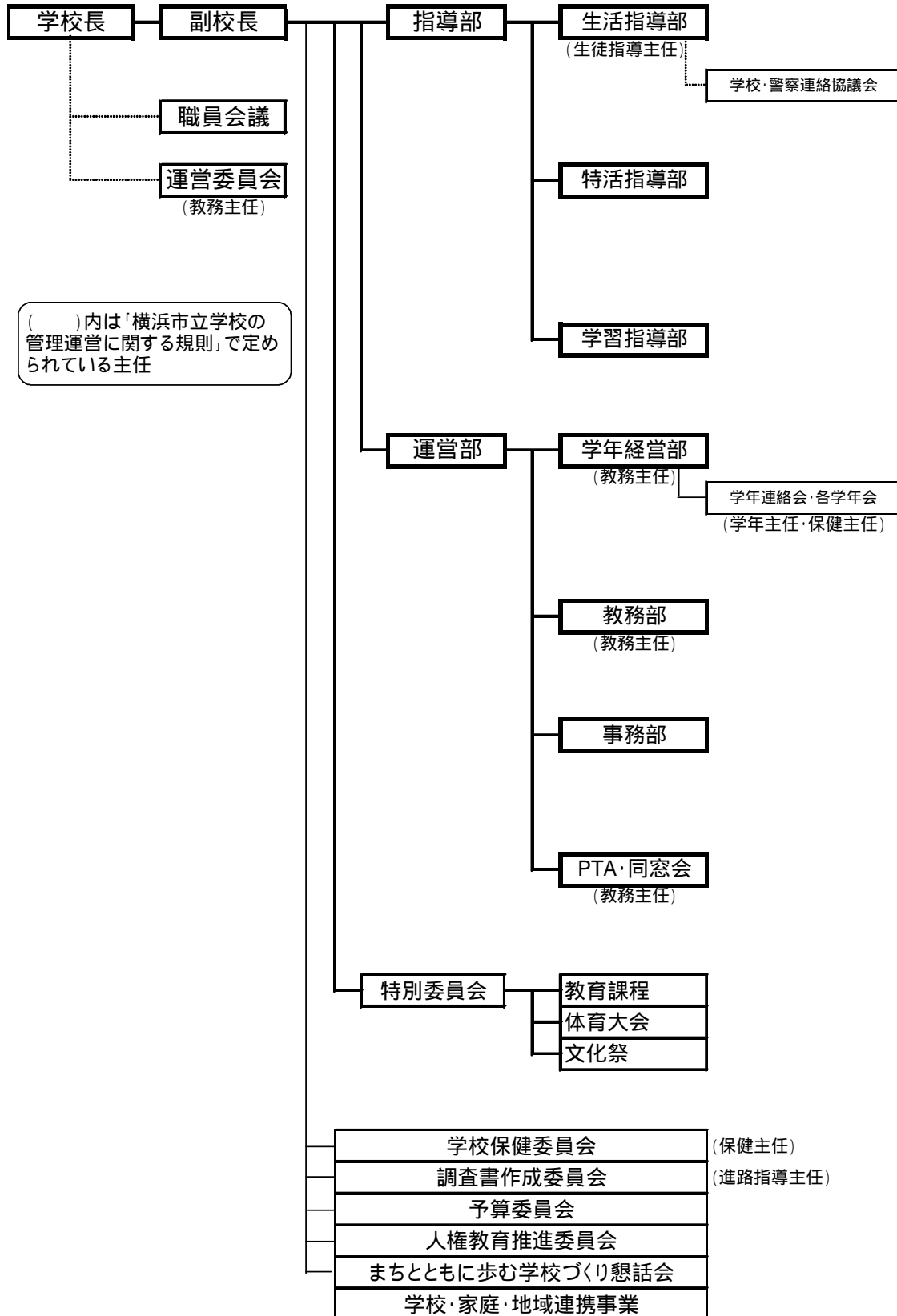
このため、単なる年功序列等の運用がなされないよう、十分に留意するとともに、制度全体の十分な検証が不可欠である。

そして、その検証を踏まえ、近い将来実施される、県費負担教職員制度の政令市移管にあたって、改めて、横浜市の責任と権限において、学校運営組織や給与等も含めた職のあり方全体を見直ししていくことが必要である。

小学校運営組織図例



中学校運営組織図例



新たな学校運営組織の検討について

《具体的組織編成のイメージ》

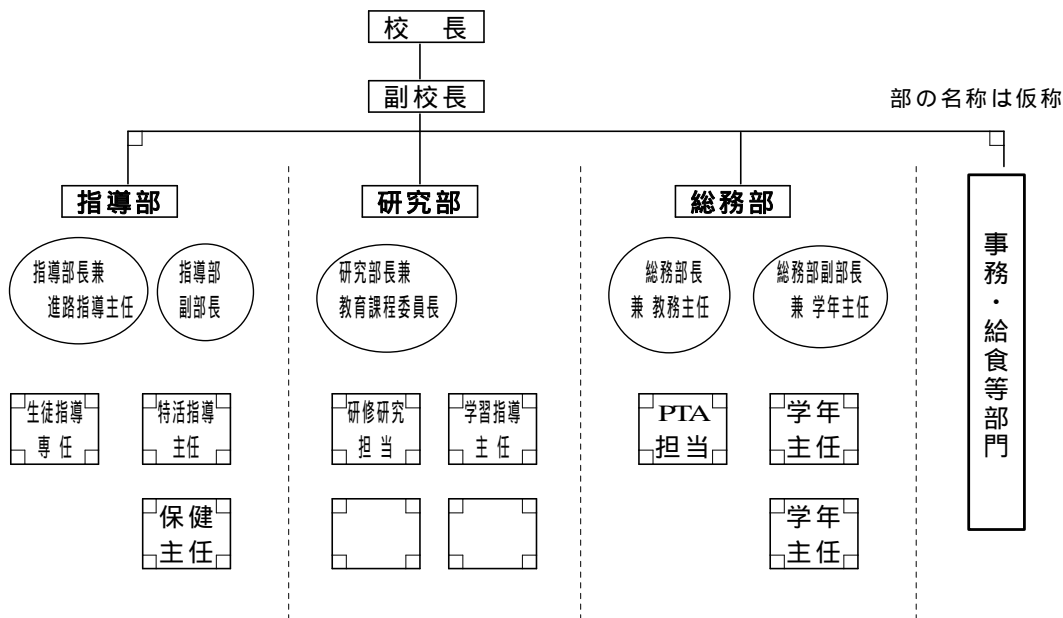
現在の校務分掌を部門別に大別して再編。各部門ごとに複数の教員でチーム（部）を編成し、その中に新2級者を1～2名配置する。

標準的な各部の構成は、下記標準例のとおりとするが、各学校の状況に応じて変更可能な柔軟な組織とする。

新2級者は、各部の部長又は副部長に就き、各部の業務を総括する。

各新2級者は、原則として教務主任、学年主任等を兼ねることとするが、人事異動等により異動した場合には、兼ねない場合もある。

新2級者 一般教員（教諭・養護教諭）



標準例

分類	指導部	研究部	総務部
新2級者数	2名	1名	2名
職務概要	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導 生徒活動 	<ul style="list-style-type: none"> 教育内容 指導方法 研究研修 人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営 学校管理 広報、渉外
現行担当者例	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部長 生徒指導専任 特別活動部長 進路指導主任 保健主任 他 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程委員長 学習指導部長 研究研修担当 <p style="text-align: right;">他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教務主任 学年主任 PTA担当 <p style="text-align: right;">他</p>

副校長と事務職員の業務の分担（モデル例）

業務分野	副校長	（学校）事務職員
教育課程の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・全体指導・調整に関すること ・児童・生徒の教育対応に関すること ・その他、教育指導に関すること 	
学校予算	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の全体調整等に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の編成・執行に関すること ・その他、必要に応じた調整等に関すること
学校徴収金 （納入）	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金の全体調整に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収金の編成・発注・検査等に関すること ・その他、必要に応じた調整等に関すること
施設・設備管理	<ul style="list-style-type: none"> ・全体調整に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に関すること ・教育委員会への申請等に関すること ・その他、必要に応じた調整等に関すること
文書管理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営・教育内容に係る文書の対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書全般の処理・保管等に関すること
防災・防犯・環境等	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画・執行管理に関すること （地域連携サービス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯設備の維持管理に関すること ・その他、必要に応じた調整等に関すること
地域・関係機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的業務の調整・指導・支援等に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的業務に対する経理面等からの対応に関すること
情報管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、情報発信等に関する全体調整・指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開・情報発信等に関すること ・情報管理等に係る業務の支援に関すること
緊急対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時等の対応・調整等に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応に係る業務の支援に関すること
学籍等	<ul style="list-style-type: none"> ・学級編成等学校全体に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学・学級編制等に係る学籍事務に関すること
教職員の人事・服務	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価、服務の徹底等全体管理に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事等関係帳票の整備、記録等に関すること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAに係る業務に関すること ・その他、全体管理・調整、指導等が必要な業務に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学奨励関係 ・教職員の給与・旅費関係 ・教職員の福利厚生関係 ・物品管理関係 ・その他学校運営に必要な事務

第3部

教育行政組織の再編・整備

- 自律・分権型の学校経営の実現と特色ある学校づくりを推進するために -

< 教育行財政に関する事項 >

1 はじめに

市立学校における教育の質を向上させるためには、時代の変化や社会情勢の変化、とりわけ、厳しい財政状況を踏まえ、状況の変化に柔軟に対応する政策形成機能を強化するとともに、効果的・効率的な施策の展開を図ることができる環境づくりを進めていく必要がある。

保護者や地域の教育ニーズの多様化・複雑化に対応し、児童・生徒の個性を尊重しつつ、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力といった「生きる力」を身に付ける学校教育を実践するためには、学校長の権限強化とあいまって、自律・分権的な学校経営を支援する体制の整備を急がなければならない。そのため、会議では、学校の支援・指導体制の充実・強化をどのように見直していくか、を教育行財政組織の再編・整備の視点から審議を重ねた。

2 提言のポイント

(1) 柔軟かつ機動的・専門的支援体制による方面別教育行政拠点（＝学校教育センター（仮称））の設置

地域特性も含む学校の個々の特性や実情に応じた支援・指導の強化

迅速かつ効果的な学校対応の実現

特色ある学校教育の推進・展開

(2) 学校教育センター（仮称）の設置による、教育委員会事務局における学校運営機能の分権・スリム化

横浜教育改革会議 教育行財政検討事項概念図

教育行政組織の再編・整備

優れた教職員の確保と育成
(第1回答申で提言)

政令指定都市に係る
制度改正への対応

教育委員会の機能
向上

第2回答申

<現状・課題>

ア 膨張した管理スパン

横浜市には、高等学校を含む520校の市立学校が設置されており、これはひとつの教育委員会が擁する学校数としては、全国最大。学校教育活動を展開するための指導・支援を行うことが困難。

イ 一極集中処理の限界（集中のデメリット）

520校をひとつの教育委員会が一括管理し、人事・労務や、福利厚生、予算執行など管理分野だけでなく、各種調査・統計の集約や分析、国や他都市の動向についての情報提供、研修や会議の参加者集約や日程調整等、大量の業務を短期間で完結させる必要が日常的に重複して発生する状況下では、きめ細かい対応や業務改善の取組への着手が困難。

<改革の方向性>

現在、教育委員会事務局に集中している権限や責任、実施業務の委譲や、適正な管理スパンによる学校支援体制の再構築（＝教育委員会事務局の分権）を進めることが必要

ア 分権による学校教育環境の変容

- (ア) 学校：地域特性などを活かした特色ある学校づくりの一層の推進
- (イ) 学校教育センター（仮称）：域内の管理機能を担うと共に積極的に学校を支援
- (ウ) 教育委員会事務局：教育行政・施策の企画及び総合調整に特化
- (エ) 区役所：地域と学校との連携推進、教育相談等により保護者を支援

<具体的な方策>

ア 学校教育センター（仮称）の設置

教育委員会事務局から権限や責任、実施業務の委譲を行い、独立した決定権限を持つ組織を設置し、学校支援・指導の拠点化

人事・労務、経理等の管理分野においても一定の意思決定権を付与

(ア) 学校教育センター（仮称）機能の考え方

学校支援部門：相談指導や研修支援

総務部門：センター所管区域内の庶務・経理、域内人事等

(イ) 学校教育センター（仮称）設置の基本的な考え方

設置区域（設置数）：4箇所から6箇所程度の設置

設置場所：既存校の余裕教室活用など、予算面での負担軽減策を検討

設置時期：県費負担教職員の市費移管を捉えて実施

イ 教育委員会事務局における学校運営機能の分権・スリム化

学校教育センター（仮称）への分権化を図る部門（学校教育部門、学校経理部門、人事労務部門）を中心に縮小・統合化を積極的に行い、教育委員会事務局は教育行政施策の企画・立案に特化し、横浜の教育改革を強力に進める簡素で効率的な執行体制を確立

3 教育行政組織の再編・整備について

(1) 現状・課題

ア 膨張した管理スパン

横浜市には、高等学校を含む520校の市立学校が設置されており、ひとつの教育委員会が擁する学校数としては、全国最大である。他に類を見ない規模であり、きめ細かい学校支援・指導、あるいは各学校が地域の状況に応じて、学校教育活動を展開するための指導・支援を行うことが困難になっており、学校現場・保護者の声の反映が十分にしきれていないといった状況が発生している。

イ 一極集中処理の限界（集中のデメリット）

前述のとおり、520校をひとつの教育委員会が一括管理するということは、それに付随する膨大な事務作業を全て集約するということでもある。つまり、人事・労務や、福利厚生、予算執行など管理分野だけでなく、各種調査・統計の集約や分析、国や他都市の動向についての情報提供、研修や会議の参加者集約や日程調整等、大量の業務を短期間で完結させる必要が日常的に重複して発生することを意味している。

こうした状況下では、きめ細かな対応や業務改善への取組が困難であると言わざるを得ない。さまざまな業務処理が関内にある教育委員会事務局での集中処理となっていることから、学校や市民に身近なところでの迅速で適切な対応がしにくい状況となっている。

(2) 改革の方向性

こうした課題を解決し、自律・分権型の学校経営の実現、特色ある学校づくりを推進するためには、

現在、教育委員会事務局に集中している権限や責任、実施業務の委譲

適正な管理スパンによる学校支援体制の再構築（＝教育委員会事務局の分権）

を進め、学校への支援・指導体制を強化し、学校の主体性・自律性を高めていかなければならない。

これと並行して、教育委員会事務局は各部門の縮小・統合による、教育行政の企画及び総合調整に特化するスリムな組織への再編を実行しなければならない。

ア 分権による学校教育環境の変容

(ア) 学校

教育委員会の分権のメリットは、管理スパンの適正化が図られることにより、必要な支援・指導を得やすくなるとともに、地域特性などを活かした特色ある学校づくりを進めることができる

という点にある。

地域連携の強化、地域ニーズの反映等を通じた開かれた学校づくりを進めることができる。

(イ) 学校教育センター(仮称)

域内の管理機能を担うと共に積極的に学校を支援する。

(ウ) 教育委員会事務局

教育行政・施策の企画及び総合調整に特化することにより、横浜市の教育改革の推進力となることが期待される。

(エ) 区役所

各区の実態に応じ、「地域施設としての学校」の側面を活かした地域と学校との連携をさらに推進する。また、教育相談等により保護者を支援する。

(3) 具体的方策

方策1 学校教育センター(仮称)の設置

教育委員会事務局から権限や責任、実施業務の委譲を行い、独立した決定権限を持つ組織を設置し、学校支援・指導の拠点とする。専門的支援体制を整備することはもとより、機動性・柔軟性の確保も欠かすことのできない要素であるため、複数箇所の設置が望ましい。事務局の分権という側面も併せ持つため、人事・労務、経理等の管理分野においても一定の意思決定権を有するものとする。

(ア) 学校教育センター(仮称)機能の考え方

相談・指導や研修支援を担う学校支援部門と、センター所管区域内の庶務・経理、域内人事等を担う総務部門を設置する。

学校教育センター(仮称)の設置は、事務局機能の単純な分散ではなく、分権であることが大前提であり、中間窓口としての役割ではなく、権限と責任を持って学校の相談に対応し、支援・指導を行う組織である。きめ細かい指導と具体的な支援を実現し得る人員体制の確保が必要となる。

同様に、総務部門も、学校費の執行管理や教職員人事等について、事務局の判断を必要としない一定の権限を有し、域内の課題に迅速に対応できるよう、実施事務の委譲・再構築が行われることが肝要である。

(イ) 学校教育センター(仮称)設置の基本的な考え方

設置区域(設置数)

教育委員会としての統一性や特色を活かしつつ、かつ、拠点設置の効果がもっとも大きく狙える数を確保する必要がある。

地域ニーズの反映という観点からは、行政区単位に18拠点を設置することが想定されるが、現在の本市の行財政状況では困難である。また、行政区によって、学校数や児童・生徒数などの規模等にばらつきがあり、横浜市としての教育の質の統一性を欠く危険性もある。

管理スパンの適正化や効率性という観点から言えば、4箇所から6箇所程度の設置が適切である。学校数や児童・生徒数などに応じ、複数の行政区を所管することとなり、横浜市としての教育の質を保ちつつ、地域特性を加味した教育施策の展開が可能である。

設置場所

交通至便であることが望ましいが、現在の横浜市の財政状況からは、拠点設置にあたって新たな建物を取得することは困難である。交通の利便性も考慮した、学校の余裕教室等既存施設の有効活用のような予算面での負担軽減策を含めて検討しなければならない。

設置時期

行政の効率性を求められている現状では、大幅な事務の変更が必要となる県費負担教職員の市費移管を捉えて実施すべきと考える。

方策2 教育委員会事務局における学校運営機能の分権・スリム化

教育委員会事務局としての総定数の抑制を図る観点から、学校教育センター（仮称）への分権化を図る部門（学校教育部門、学校経理部門、人事労務部門）を中心に縮小・統合化を積極的に行う。

これにより、教育委員会事務局は教育行政施策の企画・立案に特化し、横浜の教育改革を強力に進める簡素で効率的な執行体制を確立していくことができる。

（４）学校教育センター（仮称）設置にかかる配慮事項

ア 相談機能の拡充

教職員が子どもや保護者、地域とゆとりをもって向き合えるためのシステムづくりという観点からは、学校経営や教科指導に対する支援・指導だけでなく、学校や保護者も含む児童・生徒に関する相談機能の充足も必要である。また、学校の安全、児童・生徒の安全確保については、学校教育センター（仮称）だけでなく区役所も含む「地域の課題」でもあるため、学校教育センター（仮称）と区役所・学校とのかかわり方も考慮すべき点の一つである。

加えて、家庭教育を含む社会教育・生涯学習支援といった機能も検討する必要がある。

イ 分散のデメリット

現状の課題として集中のデメリットを挙げているが、拠点設置によって集中のデメリットの解消を図ろうとすると、それに付随して分散のデメリットが生じることも懸念される。教育委員会が所管する520校が、保護者や地域ニーズの反映と調整を図りながら「横浜の教育」の質を高めていくために、拠点ごとの人的要因などにより、不均衡が生じないような施策展開を併せて考えていく必要がある。

ウ 複数窓口による混乱の回避

人事・労務、経理などの窓口は場合によっては1本であることが望ましいという考え方もあることから、教育委員会事務局と学校教育センター（仮称）の業務の再構築・決定権者の割振にあたっては分権の効果が活かされるような決定権者の設定を行う等、厳密で慎重な業務分析が望ましい。

エ 幼児教育等、子育て全般施策との連携

学校教育に係る課題は、子育て施策の課題の一つの側面であるという観点から、幼稚園・保育所との連携、放課後児童対策との連携等も今後の拠点の発展構想の中で検討すべきである。

さらに、学校教育に関する課題は、就学前に子どもたちが多くの時間を過ごしている幼稚園や保育所の課題とも重複する部分が多い。市長部局が未就学児施策を所管し、教育委員会は就学児童施策を所管するという組織機構の弊害をなくすため、乳幼児から広く青少年までの施策を総合的・包括的に進める協力体制を確立する必要がある。

4 今後の検討課題について

学校教育センター（仮称）の設置にあたっては、解決すべき課題や慎重に検討すべき事項を残してはいるが、設置の効果は学校にとっても、保護者や地域にとっても大いに期待できる。当会議としては、これを設置すべきという結論であるが、学校教育センター（仮称）設置の実現にあたっては予算や人員の面で横浜市全体の調整を要することから、設置時期や設置場所の確保、配置人員の確保、権限を委譲する業務内容や執行体制等の詳細は、教育委員会事務局に今後の検討を委ねることとしたい。

学校教育センター（仮称）概念図

学 校

～ 自律・分権型の学校経営の実現・特色ある学校づくりを推進 ～

- ・ 近隣の相談窓口の確保による課題への迅速かつ的確な対応
- ・ 校内研修や広域でのグループ研修などの実施による学校間連携の強化、協力体制の構築
- ・ 保護者・地域のニーズの多様化・複雑化に対応し、児童・生徒の個性を尊重しつつ「生きる力」を育む学校教育を実践

学校の主体性・自立性の向上

学校教育センター

～ 柔軟かつ機動的・専門的に学校を支援する方面別教育行政拠点 ～

事務局から権限や責任、実施業務の委譲を行い、独立した決定権限を持つ組織を設置し、学校支援・指導の拠点化

(ア) 学校教育センター（仮称）機能の考え方

学校教育部門：相談指導や研修支援

総務部門：センター所管区域内の庶務・経理、域内人事等

(イ) 学校教育センター（仮称）設置の基本的な考え方

設置区域（設置数）：4箇所から6箇所

設置場所：既存校の余裕教室活用など、予算面での負担軽減策を検討

集中している権限や責任・実施業務の委譲
適正な管理スパンによる学校支援体制の再構築

教育委員会事務局

～ 教育委員会事務局における学校運営機能の分権・スリム化 ～

- ・ 学校教育センターへの分権化を図る部門（学校教育部門・学校経理部門・人事労務部門）を中心に縮小・統合したスリムな組織の再編
- ・ 教育行政・施策の企画及び総合調整に特化することにより、状況の変更に柔軟に対応する政策機能の強化、及び効果的・効率的な施策を展開

< 参 考 >

1 検討スケジュール

(1) 教育内容部会検討プログラム

諮問事項	検討の方向性	検討経過			今後のスケジュール		
		平成16年度	平成17年度 4月～7月	平成17年度 8月～10月	平成17年度 11月～翌3月		
<p>[現状認識・目標] 協働・分権・組織風土改革を共通の視点として、 1. 確かな学力を育む教育の推進：一人ひとりの個性や能力を伸ばし、知識や技能に加えて思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などを、子どもたちにバランスよく身に付けさせる方策を検討する。 2. 社会状況に対応した教育の推進：国際化や情報化の進展などの時代背景を受け、当面の課題として、国際都市としての横浜における英語をはじめとする外国語教育や、子どもたちの生活に急速に浸透しつつある、コンピュータなどの正しい理解と情報活用能力、情報モラルの育成について検討する。 3. 豊かな心を育む教育：不登校やいじめなど学校教育をめぐる様々な問題が顕在化し、青少年による凶悪犯罪も発生している中で、子どもたちが規範意識や自律心、他者を思いやる心などを持ってたくましく生きていけるような方策を検討する。 4. 特色ある教育の推進：総合的な学習の時間の充実など、地域の協力も得た特色ある、魅力ある教育の推進について具体的な方策を検討する。</p>	<p>学力向上のための総合的・体系的な方策や、効果的な指導方法・形態・評価について ・基礎・基本の徹底と補充・発展方策 ・習熟度別・少人数指導の徹底 方策 ・家庭等における学習との連携・支援方策(補習・夏休みの学習形態等) ・評価の研究・充実 総合的な学力調査の実施 ・小学校標準学力検査・中学校学力診断テストの有効活用方策 ・学力調査の作成のあり方 教育課程の研究・開発・支援について 総合的な学習の時間の抜本的改善</p>	<p>審議</p>	<p>審議</p>	<p>審議</p>	<p>審議</p>	<p>審議</p>	<p>審議</p>
<p>社会状況に対応した教育の推進</p>	<p>国際都市横浜に相応しい語学教育戦略について ・語学教育ヨコハマ戦略(仮称)の策定 ・国語力向上のための方策 ・小学校における英語教育の推進 ・中学校における英語教育の充実 ・情報化社会の進展に対応した新たな情報教育の推進策について ・情報教育推進計画の策定 ・学校における教育の情報化の推進 ・地域との連携も含めたICT学習環境の整備</p>	<p>審議</p>	<p>部会報告</p>	<p>第1回審議</p>	<p>部会報告</p>	<p>第2回審議</p>	<p>審議</p>
<p>豊かな心を育む教育の推進</p>	<p>豊かな心を育むための新たな手法(道徳教育に加えて) ・自然・社会体験学習の推進方策 ・就労体験・奉仕活動の推進方策(中学生・高校生)</p>						審議
<p>特色ある魅力ある教育の推進</p>	<p>いわゆる「小・中・高」の解消や、小学校における効果的な教育活動に向けた、幼稚園・保育園との連携(幼・保・小連携)強化策について (次世代育成支援の観点から) 地域の教育力(外部人材)活用について 学習環境の整備(時間・空間・人間集団)について</p>						審議

(2) 学校運営部会検討プログラム

<p>【現状認識・目標】</p> <p>1. 学校には保護者や地域の要請に応えながら、教育目標の実現に向け主体的に教育活動を実践することが期待されている。そのため、組織体制や校務分掌など、校長がリーダーシップを発揮できる「校内組織の整備と活性化」について、検討が必要である。</p> <p>2. 学校は学校評価等を通じて、地域の学校運営への参画・支援を促進する一方、教育活動や学校運営について説明責任を果たすなど、「開かれた学校づくりの推進」を図る必要がある。</p> <p>3. 子どもの教育は家庭教育を原点として、学校だけでなく、地域社会と一体となって行われるべきであり、福祉等の関係機関や企業、民間団体など様々な関係者等の協力を得た、学校と「家庭・地域との連携の推進」が求められている。これらからの観点から、地域による学校への教育支援・協力方策を検討する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">諮問事項</th> <th rowspan="2">検討の方向性</th> <th colspan="2">今後のスケジュール</th> </tr> <tr> <th>平成16年度 1月～3月</th> <th>平成17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校内組織の整備と活性化</td> <td>校長がリーダーシップを発揮できる制度づくりの観点から、組織体制や校務分掌など望ましい校内組織のあり方について</td> <td>審議</td> <td>答申</td> </tr> <tr> <td>開かれた学校づくりの推進</td> <td>保護者や地域が学校運営に参画し意見が反映される支援・協力システムのあり方について(学校運営協議会、学校評議員制度などの導入や「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」のあり方等) 学校の説明責任、学校運営の改善に結びつく外部評価などの観点から、学校評価システムのあり方について 自律・分権型の学校運営の推進方策について(校長の権限拡大・人事、予算等)</td> <td>報告</td> <td>答申</td> </tr> <tr> <td>家庭・地域との連携の推進</td> <td>学校の活性化の観点から、福祉等の関係機関や企業・民間団体、保護者・地域住民など、地域人材・外部人材の活用促進策について 学校・家庭・地域が連携した学校安全・防犯対策について 土曜日等のこども対象事業を行っている地域の住民・団体等に対し、活動をネットワーク化するなど支援策を講じ、地域の教育力を再生する方策について</td> <td>審議</td> <td>報告・答申</td> </tr> </tbody> </table>	諮問事項	検討の方向性	今後のスケジュール		平成16年度 1月～3月	平成17年度	校内組織の整備と活性化	校長がリーダーシップを発揮できる制度づくりの観点から、組織体制や校務分掌など望ましい校内組織のあり方について	審議	答申	開かれた学校づくりの推進	保護者や地域が学校運営に参画し意見が反映される支援・協力システムのあり方について(学校運営協議会、学校評議員制度などの導入や「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」のあり方等) 学校の説明責任、学校運営の改善に結びつく外部評価などの観点から、学校評価システムのあり方について 自律・分権型の学校運営の推進方策について(校長の権限拡大・人事、予算等)	報告	答申	家庭・地域との連携の推進	学校の活性化の観点から、福祉等の関係機関や企業・民間団体、保護者・地域住民など、地域人材・外部人材の活用促進策について 学校・家庭・地域が連携した学校安全・防犯対策について 土曜日等のこども対象事業を行っている地域の住民・団体等に対し、活動をネットワーク化するなど支援策を講じ、地域の教育力を再生する方策について	審議	報告・答申
諮問事項	検討の方向性			今後のスケジュール															
		平成16年度 1月～3月	平成17年度																
校内組織の整備と活性化	校長がリーダーシップを発揮できる制度づくりの観点から、組織体制や校務分掌など望ましい校内組織のあり方について	審議	答申																
開かれた学校づくりの推進	保護者や地域が学校運営に参画し意見が反映される支援・協力システムのあり方について(学校運営協議会、学校評議員制度などの導入や「『まち』とともに歩む学校づくり懇話会」のあり方等) 学校の説明責任、学校運営の改善に結びつく外部評価などの観点から、学校評価システムのあり方について 自律・分権型の学校運営の推進方策について(校長の権限拡大・人事、予算等)	報告	答申																
家庭・地域との連携の推進	学校の活性化の観点から、福祉等の関係機関や企業・民間団体、保護者・地域住民など、地域人材・外部人材の活用促進策について 学校・家庭・地域が連携した学校安全・防犯対策について 土曜日等のこども対象事業を行っている地域の住民・団体等に対し、活動をネットワーク化するなど支援策を講じ、地域の教育力を再生する方策について	審議	報告・答申																

(3) 教育行財政部会検討プログラム

<p>[現状認識・目標] 以下の2項目について、喫緊の課題として検討を進める。 1. 学校教育の目的達成の担い手である、教職員の採用や研修のあり方、処遇、外部人材の活用など「優れた教職員の確保と育成」について 2. 学校と教育委員会の望ましい関係構築や、分権化・効率化などによるきめ細かい教育行政組織とするための「教育行政の再編・整備」について</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="395 383 491 734">今後のスケジュール</th> </tr> <tr> <td data-bbox="395 566 459 734">平成16年度 1月～3月</td> <td data-bbox="395 383 491 566">平成17年度</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph LR A[報告] --> B[審議] B --> C[答申] C --> D[報告・答申] </pre> </div>	今後のスケジュール		平成16年度 1月～3月	平成17年度
今後のスケジュール					
平成16年度 1月～3月	平成17年度				
<p style="text-align: center;">検討の方向性</p>	<p>適材適所の教職員人事の観点から、異動制度改革について次の方向性を元に抜本的な改革を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の能力開発、人材育成及び学校組織の活性化のための人事異動 ・自律的学校経営を推進するため、校長の意見具申権の拡大と校長の在任期間の長期化 ・学校経営能力に秀でた管理職登用のための対応策について ・校長、副校長候補者選考の選考資格、選考方法の改善 ・学校管理職の計画的な育成システムの策定 ・民間人等、教員以外からの人材登用 ・大量採用時代における優秀な教員の確保策について ・初任者に対する育成システムの再構築と条件付き採用の厳格な運用 ・非常勤講師の積極活用等、より柔軟な採用形態の研究 ・教員養成、採用、研修に関して、地元大学との連携によるシステム ・教職員の意欲、能力、実績が適切に反映される人事・給与システムについて ・過度の平等的取扱からの脱却と頑張った管理職・教職員に報いる人事・給与制度の研究 ・指導力不足教員に対する人事・給与面での厳格な対応 ・学校運営における組織のあり方について ・校長、副校長を補佐する職及び校務分掌の検討と主任制度の見直し ・管理職とは異なった、指導力に優れた教員を処遇するマイスター・チャーチャー制度等 ・学校経営における職員団体との関係 				
<p>優れた教職員の確保と育成</p>	<p>教職員のキャリアアップという観点に立ち、学校現場での育成及び研修効果を高めるため、参加しやすく実践的な研修の推進について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の充実 ・夜間・休日研修、単位制、研修履歴、研修評価などの導入を含めた、新たな教職員研修体制の推進について ・より良い学校運営に向け、学校マネジメント研修の充実 ・マネジメント能力強化に向け管理職研修の見直し ・大学、NPO等との連携 				

<p>教育行政組織の再編・整備</p>	<p>学校と教育委員会の望ましい関係の構築、教育委員会内部の分権(出先機関の設置)、学校事務の効率化など、よりきめ細かい教育行政を実現する観点から、教育行政組織の改革の方向性について 学校経営支援、教育内容指導、教職員人事等を管理する地域組織(学校経営センタ ー)の設置について 学校事務の共同処理化について 区における分権型教育行政などについて 学校事務職員、教職員OBの効果的な活用について</p>	<p>まとまったものから 報告・答申</p>
<p>政令指定都市に係る制度改正への対応</p>	<p>県負担教職員給与と学級編制・教職員定数等に係る権限と責任の政令指定都市への委譲などに伴う、横浜市としての制度設計や事務処理体制の整備などの方向性について 教員の年齢構成を踏まえた財政構造上の課題</p>	<p>審議</p>
<p>教育委員会の機能向上</p>	<p>行政委員会としての教育委員会が、独立性、主体性、専門性を一層確保していくための方策について(教育委員会会議の活性化、望ましい市長部局との関係のあり方などの観点から) 横浜市における教育予算のあり方</p>	<p>報告・答申</p>

2 審議経過

No.	年月日	場所	内容
1	平成16年7月13日 (火)	ホテル横浜ガーデン3階「ミモザ」	【第1回横浜教育改革会議】 ・座長・副座長の選出 ・教育委員会からの諮問 ・会議の運営方法
2	平成16年8月30日 (月)	ホテル横浜ガーデン4階「アイリス」	【第2回横浜教育改革会議】 ・配布資料説明 ・自由討議 ・部会所属事務局案提示
3	平成16年9月27日 (月)	横浜市技能文化会館8階大研修室	【第1回学校運営部会】 ・3項目の検討テーマの確認等
4	平成16年9月29日 (水)	横浜市教育文化センター501研修室	【第1回教育内容部会】 ・優先する検討テーマの確認等
5	平成16年9月30日 (木)	関内駅前第2ビル特別会議室	【第1回教育行財政部会】 ・優先する検討事項の確認 ・教職員人事制度及び教職員研修について
6	平成16年10月21日 (木)	関内駅前第1ビル202特別会議室	【第2回教育行財政部会】 ・教職員人事制度改善の取組状況と課題について ・教職員研修の現状と課題について
7	平成16年10月25日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第2回教育内容部会】 ・「社会状況に対応した教育」に関する語学教育及び情報教育について
8	平成16年10月28日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	【第2回学校運営部会】 ・「開かれた学校づくりの推進」について ・「家庭・地域との連携の推進」に関する地域連携について
9	平成16年11月25日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	【第3回学校運営部会】 ・「パイオニアスクールよこはま」等について ・「地域との連携の推進」に関する地域連携について
10	平成16年11月29日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第3回教育内容部会】 ・「パイオニアスクールよこはま」等について
11	平成16年11月30日 (火)	横浜市教育文化センター501研修室	【第3回教育行財政部会】 ・教育行政組織の再編・整備について ・県費負担教職員の市費移管について
12	平成16年12月27日 (月)	ホテル横浜ガーデン4階「アイリス」	【第3回横浜教育改革会議】 ・委員交替報告 ・配布資料説明 ・部会報告案について ・今後の会議運営について
13	平成17年1月20日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	【第4回学校運営部会】 ・「学校運営部会報告素案プロット」について
14	平成17年1月24日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第4回教育内容部会】 ・「語学教育戦略」について ・「情報教育推進策」について
15	平成17年3月18日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	【第4回教育行財政部会】 ・教育行財政部会報告案について ・教育行財政部会検討プログラムについて ・分権型教育組織概念図について
16	平成17年3月23日 (水)	横浜市教育文化センター501研修室	【第5回学校運営部会】 ・「学校運営部会報告案」について
17	平成17年3月28日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	【第5回教育内容部会】 ・「教育内容部会報告案」について

No.	年月日	場所	内容
18	平成17年5月19日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第6回教育内容部会〕 ・情報教育について ・確かな学力を育む教育の推進について ・安全教育(防犯・防災等)の推進について
19	平成17年5月23日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第6回学校運営部会〕 ・「学校運営部会第1回報告」について ・家庭との連携の推進について
20	平成17年5月25日 (水)	ワークピア横浜2階「おしどり・くじゃく」	〔第4回横浜教育改革会議〕 ・「第1回部会報告」について ・委員の交替について
21	平成17年5月26日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第5回教育行財政部会〕 ・教育行政組織について ・校内組織プロジェクトについて
22	平成17年6月21日 (火)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第6回教育行財政部会〕 ・自律分権型教育行政組織のあり方について
23	平成17年6月27日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第7回教育内容部会〕 ・確かな学力を育む教育の推進について ・防災・防犯教育について
24	平成17年6月28日 (火)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第7回学校運営部会〕 ・校内組織の整備と活性化について
25	平成17年7月6日 (水)	ホテル横浜ガーデン4階「アイリス」	〔第5回横浜教育改革会議〕 ・新委員紹介 ・「会議第1回答申」手交 ・部会審議状況の報告
26	平成17年7月14日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第7回教育行財政部会〕 ・教育行政組織のあり方について ・県費負担教職員の市費移管について
27	平成17年7月25日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第8回教育内容部会〕 ・確かな学力を育む教育の推進について
28	平成17年7月29日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第8回学校運営部会〕 ・校内組織の整備と活性化について
29	平成17年8月26日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第9回学校運営部会〕 ・校内組織の整備と活性化について
30	平成17年8月29日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第9回教育内容部会〕 ・「確かな学力を育む教育の推進」に係る課題等について ・今後の部会審議の進め方について
31	平成17年9月15日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第8回教育行財政部会〕 ・教育行政組織のあり方について ・県費負担教職員の市費移管について
32	平成17年9月22日 (木)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第9回教育行財政部会〕 ・学級編成及び教職員の配置について
33	平成17年9月26日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第10回教育内容部会〕 ・確かな学力を育む教育の推進について ・安全教育(防災・防犯等)について
34	平成17年9月30日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第10回学校運営部会〕 ・東京都主幹制度に関する報告 ・部会第2回報告案について
35	平成17年10月21日 (金)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第10回教育行財政部会〕 ・教員評価に関する講演 ・教員人事・評価について ・部会第2回報告案について
36	平成17年10月24日 (月)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第11回教育内容部会〕 ・部会第2回報告案について ・豊かな心を育む教育の推進について ・特色ある・魅力ある教育の推進について ・社会状況に対応した教育の推進について
37	平成17年10月26日 (水)	横浜市教育文化センター501研修室	〔第11回学校運営部会〕 ・家庭との連携の推進について
38	平成17年11月7日 (月)	ホテル横浜ガーデン4階「アイリス」	〔第6回横浜教育改革会議〕 ・「部会第2回報告」について

3 横浜教育改革会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立学校をめぐる諸課題について、現状把握や幅広い議論を行い、21世紀の横浜の教育のあり方について検討するために設置する横浜教育改革会議(以下「改革会議」という)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 改革会議は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を報告する。

- (1) 教育内容に関する事
- (2) 学校運営に関する事
- (3) 教育行財政に関する事
- (4) その他、横浜の教育改革に関する事

(組織)

第3条 改革会議は、委員30人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、広く教育について見識を有する者の内から、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は平成18年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 団体等を代表する委員は、その代表する職位等を離れた場合においても、原則として当該委員が任期を満了するものとする。

(座長及び副座長)

第6条 改革会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。
- 3 座長は、改革会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときその職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 改革会議は、座長が招集する。

(定足数)

第8条 改革会議を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(意見の開陳等の要求)

第9条 改革会議は、その所掌事務を遂行するための必要があると認めるときは、教育委員、教育委員会事務局及び関係局・区・事業本部等の職員、その他関係者に対し、意見の開陳、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条に基づき、改革会議の議事を公開する。ただし、同条各号に該当する場合、座長は議事を公開しないことができる。

2 議事の公開に関し必要な事項は、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成12年6月26日市市情第44号)の定めるところによる。

(庶務)

第11条 改革会議の庶務は、横浜市教育改革推進本部(以下「推進本部」という)において総括し、及び処理する。

2 推進本部の設置等に関し必要な事項は別に定める。

(部会)

第12条 改革会議に部会を置く。

2 部会に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年7月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の改革会議は、教育委員会が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

4 横浜教育改革会議部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜教育改革会議設置要綱第12条に基づき、横浜教育改革会議(以下「改革会議」という。)における議論を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	所掌事務
教育内容部会	1 確かな学力を育む教育の推進に関する事項を調査審議すること 2 社会状況に対応した教育の推進に関する事項を調査審議すること 3 豊かな心を育む教育の推進に関する事項を調査審議すること 4 特色ある・魅力ある教育の推進に関する事項を調査審議すること 5 その他教育内容に関する事項を調査審議すること
学校運営部会	1 校内組織の整備と活性化に関する事項を調査審議すること 2 開かれた学校づくりの推進に関する事項を調査審議すること 3 家庭・地域との連携の推進に関する事項を調査審議すること 4 その他学校運営に関する事項を調査審議すること
教育行財政部会	1 優れた教職員の確保と育成に関する事項を調査審議すること 2 教育行政組織の再編・整備に関する事項を調査審議すること 3 政令指定都市に係る制度改正への対応に関する事項を調査審議すること 4 教育委員会の機能向上に関する事項を調査審議すること 5 その他教育行財政に関する事項を調査審議すること

(設置期間)

第3条 部会の設置期間は、設置の日から平成18年3月31日までとする。

(委員の分属等)

第4条 改革会議の座長(以下「座長」という。)及び副座長(以下「副座長」という。)を除く委員(以下「委員」という。)は、第2条の表の左覧に掲げるいずれかの部会に属するものとする。

2 前項の部会に属すべき委員は、座長が指名する。この場合、委員が2以上の部会に属することを妨げない。

3 座長は、全ての部会を総理する。

4 副座長は、前項の座長を補佐する。

(部会長及び部会長代理)

第 5 条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門委員及び臨時委員)

第 6 条 部会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員及び臨時委員を置くことができる。

- 2 専門委員及び臨時委員は、当該専門の事項に精通した者のうちから、座長の指名に基づき、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、委嘱の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- 4 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該委員の委嘱に係る専門事項の調査審議が終了する日までとする。

(招集)

第 7 条 部会の会議は、部会長が招集する。

(議事)

第 8 条 部会の会議を開くための定足数は、当該部会に属する委員の人数に専門委員の人数を加えた人数の過半数とする。

(意見の開陳等の要求)

第 9 条 部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、教育委員、教育委員会事務局及び関係局・区・事業本部等の職員、その他関係者に対し、意見の開陳、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事の公開)

第 10 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条に基づき、部会の議事を公開する。ただし、同条各号に該当する場合、部会長は議事を公開しないことができる。

- 2 議事の公開に関し必要な事項は、横浜教育改革会議の公開に関する要領に準ずる。

(庶務)

第 11 条 部会の庶務の処理に関し必要な事項は別に定める。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 16 年 9 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行後最初の部会の会議は、教育委員会が招集する。

(この要領の失効)

3 この要領は、平成 18 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

5 横浜教育改革会議委員名簿

座長、副座長

(50音順・敬称略)

氏名	現職等
姉崎 昭義	横浜市PTA連絡協議会会長
安西 祐一郎	慶應義塾長
大場 茂美	西区長
大平 力	横浜市立小学校長会会長、横浜市立本町小学校長
小川 正人	東京大学大学院教育学研究科教授
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの理事長
木村 恵二	株式会社テレビ神奈川報道制作局長
清見 克明	横浜市立西中学校教諭
黒川 典功	横浜市立中学校長会会長、横浜市立老松中学校長
黒川 勝	社団法人横浜青年会議所理事長
小林 陽太郎	富士ゼロックス株式会社取締役会長
小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長、同初等中等教育研究部長
阪本 央	前財団法人横浜市学校給食会理事長
篠崎 孝子	株式会社有隣堂相談役
清水 城太郎	横浜市連合町内会幹事、泉区連合自治会町内会長会会長
白石 康次郎	海洋冒険家
鈴木 敏恵	千葉大学講師、島根県立看護短期大学客員教授、建築家
中村 弘道	社団法人かながわ民間教育協会相談役
新納 憲司	社団法人横浜市医師会副会長
福田 幸男	横浜国立大学教育人間科学部長
溝口 謙	横浜市立盲・ろう・養護学校長会会長、横浜市立上菅田養護学校長
柳井 健一	横浜市教職員組合書記長
山上 晃	株式会社横浜銀行顧問
山本 朝彦	横浜市立山下みどり台小学校教諭
吉田 博彦	特定非営利活動法人教育支援協会代表理事
渡邊 眞一	社団法人横浜市幼稚園協会副会長

6 部会別委員・専門委員名簿

部会名・分類		氏名	現職等
座長		安西 祐一郎	慶應義塾長
副座長		小林 陽太郎	富士ゼロックス株式会社取締役会長
教育内容 部会	全体会委員	木村 恵二	株式会社テレビ神奈川報道制作局長
		清見 克明	横浜市立西中学校教諭
		白石 康次郎	海洋冒険家
		鈴木 敏恵	千葉大学講師、島根県立看護短期大学客員教授、建築家
		中村 弘道	社団法人かながわ民間教育協会相談役
		新納 憲司	社団法人横浜市医師会副会長
		福田 幸男	横浜国立大学教育人間科学部長 【部会長】
		溝口 謙	横浜市立盲・ろう・養護学校長会会長、横浜市立上菅田養護学校長
		吉田 博彦	特定非営利活動法人教育支援協会代表理事
		渡邊 眞一	社団法人横浜市幼稚園協会副会長
	専門委員	加藤 圭司	横浜国立大学教育人間科学部助教授
		小島 勝	横浜市立小学校長会副会長、横浜市立幸ヶ谷小学校長
		渡辺 光	横浜市立中学校長会総務、横浜市立庄戸中学校長
学校運営 部会	全体会委員	姉崎 昭義	横浜市PTA連絡協議会会長
		奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの理事長
		黒川 典功	横浜市立中学校長会会長、横浜市立老松中学校長
		小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長、同初等中等教育研究部長 【部会長】
		篠崎 孝子	株式会社有隣堂相談役
		清水 城太郎	横浜市連合町内会幹事、泉区連合自治会町内会長会会長
		鈴木 敏恵	千葉大学講師、島根県立看護短期大学客員教授、建築家
		中村 弘道	社団法人かながわ民間教育協会相談役
		柳井 健一	横浜市教職員組合書記長
		専門委員	落合 孝
	高橋 寛人		横浜市立大学国際総合科学部準教授
	中西 茂		讀賣新聞東京本社編集局解説部次長
	教育行財政 部会	全体会委員	大場 茂美
大平 力			横浜市立小学校長会会長、横浜市立本町小学校長
小川 正人			東京大学大学院教育学研究科教授 【部会長】
黒川 勝			社団法人横浜青年会議所理事長
阪本 央			前財団法人横浜市学校給食会理事長
柳井 健一			横浜市教職員組合書記長
山上 晃			株式会社横浜銀行顧問
山本 朝彦			横浜市立山下みどり台小学校教諭
吉田 博彦			特定非営利活動法人教育支援協会代表理事
渡邊 眞一			社団法人横浜市幼稚園協会副会長
専門委員		青木 栄一	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部研究員
		神谷 敏明	横浜市立谷本中学校長
		中村 正孝	横浜市立中学校長会副会長、横浜市立栗田谷中学校長

鈴木委員、中村委員、柳井委員、吉田委員、渡邊委員は複数の部会に所属

7 諮 問 文

教政第64号

次の事項について、理由を添えて諮問します。

これからの横浜における教育のあり方と改革の方向性について

平成16年7月13日

横浜市教育委員会

(理由)

21世紀を迎え、横浜が今後一層の発展をしていくためには、新しい時代にふさわしい人づくりが重要である。近年の社会状況の変化の中で、心豊かでたくましい子どもたちを育成する教育の役割は、極めて重大である。

しかし、横浜の教育の現状については、いじめ・不登校、さらには教員の資質面など、学校教育をめぐる問題が顕在化しているとともに、521校という膨大な数の市立学校を直接所管する中での、きめ細かい学校支援・指導や、学校現場・保護者の声の反映など、多くの課題を抱えている。

その結果、学校教育に対する市民の満足度は必ずしも高いものとは言えず、市民のニーズや期待に応え信頼される横浜の教育の実現が、今まさに求められているところである。

一方、全国各地では地域の特性を活かした様々な教育改革の取組みが行われている。また、国においては、教職員給与と学級編制・教職員定数等に係る権限と責任の政令指定都市への委譲が検討されており、この制度改革がなされれば、義務教育に関する権限と責任が一元化されることとなり、政令指定都市にとっては、これまでの教育制度改革の中でかつてない大きな制度改革となる。

このように教育改革の機運と取組みが全国的に高まり、また、政令指定都市の教育行政に係る大きな制度改革が行われようとしている今こそ、横浜において、その地域特性を十分に活かした、主体的な教育改革を推進し、開国の地「横浜」から新たな教育の流れを、全国に発信する絶好の機会といえる。

以上のことを踏まえ、これからの横浜における教育のあり方と改革の方向性について、次の事項を中心議題として諮問するものである。

1 教育内容に関すること

- (1) 確かな学力を育む教育の推進
- (2) 社会状況に対応した教育の推進
- (3) 豊かな心を育む教育の推進
- (4) 特色ある・魅力ある教育の推進

2 学校運営に関すること

- (1) 校内組織の整備と活性化
- (2) 開かれた学校づくりの推進
- (3) 家庭・地域との連携の推進

3 教育行財政に関すること

- (1) 優れた教職員の確保と育成
- (2) 教育行政組織の再編・整備
- (3) 政令指定都市に係る制度改革への対応
- (4) 教育委員会の機能向上

諮 問 説 明

横浜における教育改革の推進に向け、次に掲げる検討事項を中心にご審議をお願いします。

審議にあたりましては、協働、分権、組織風土改革を共通の視点としてご検討いただくようお願いいたします。

「協働」の視点は、子どもの教育を「まち」ぐるみで推進していくために、市民の持てる力を、教育分野でいかに活かしていくかという視点です。

「分権」の視点は、521校の市立学校をひとつの教育委員会で管理運営している、大都市の教育行政組織をどうしていくべきかという視点です。

「組織風土改革」の視点は、必ずしも前例踏襲のみならず、新たな課題に果敢に挑戦していくような学校の組織風土や文化を、どう創り出していくかという視点です。

1 教育内容に関すること

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、知識や技能に加えて思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲などを、子どもたちにバランスよく身に付けさせる、確かな学力を育む教育の推進が求められています。また、国際化や情報化の進展など、社会状況に対応した教育の推進が重要となっていることから、これらの点についてご検討をお願いします。特に、当面の課題として、国際都市としての横浜における英語をはじめとする外国語教育や、子どもたちの生活に急速に浸透しつつある、コンピューターなど情報機器の正しい理解と活用能力の育成についてご検討いただき、取組みの方向性や方策についてご提言をお願いします。

さらに、不登校やいじめなど学校教育をめぐる様々な問題が顕在化し、青少年による凶悪犯罪も発生している中で、子どもたちが規範意識や自律心、他者を思いやる心などを持ってたくましく生きていけるよう、豊かな心を育む教育の推進が急務となっています。また、総合的な学習の時間の充実など、地域の協力も得た特色ある・魅力ある教育の推進が求められています。これらの点についても具体的な方策について、ご検討をお願いします。

2 学校運営に関すること

学校には保護者や地域の要請に応えながら、教育目標の実現に向けて主体的に教育活動を実践することが期待されています。そのために、組織体制や校務分掌、与えられた権限と責任を全うできる仕組みづくりなど、校長が学校経営という視点に立ってリーダーシップを発揮できる校内組織の整備と活性化について、時代背景を踏まえたご検討をお願いします。

さらに、学校は学校評価などを通じて、地域の学校運営への参画・支援を促進し、教育活動や学校運営について説明責任を果たすなど、開かれた学校づくりの推進を図る必要があります。また、子どもの教育は家庭教育を原点として、学校だけでなく地域社会と一体となっていくべきであり、福祉等の関係機関や企業、民間団体など様々な関係者等の協力を得た、学校と家庭・地域との

連携の推進が求められています。

これらの観点から、地域による学校への教育支援・協力方策について、ご検討をお願いします。

3 教育行財政に関すること

学校教育の目的達成は、その直接の担い手である教員の資質に負うところが大きく、教員の資質の向上が急務となっています。教員採用や研修のあり方、能力と実績に応じた処遇のあり方、外部人材の活用・登用など、優れた教職員の確保と育成についてご検討をお願いします。

さらに、521校の市立学校を所管する中で、学校と教育委員会の望ましい関係の構築、教育委員会内部の分権、学校事務・業務の効率化などを図り、よりきめ細かい教育行政を実現していく必要があります。このような観点から、当面の課題として教育行政組織の再編・整備についてご検討いただき、その方向性や方策についてご提言くださいますようお願いいたします。

他方、国において検討されている、教職員給与と学級編制・教職員定数等に係る権限と責任の政令指定都市への委譲などに伴う、横浜市としての制度設計や事務処理体制の整備など、政令指定都市に係る制度改正への対応が迫られています。また、教育委員会会議の活性化、市長部局との連携強化など、教育委員会の機能向上に努めていく必要があります。これらの点につきましてもご検討をお願いします。

以上の検討事項を中心に、幅広い観点と大所高所からのご審議をいただき、横浜の教育改革を主体的かつ迅速にすすめ、開国の地「横浜」から新たな教育の流れを全国に発信していきたいと考えております。

なお、改善・改革の方策や方向性が見出されたものから、順次、着実に実行していくため、ご審議にあたりましては区切りのついた事項から、逐次答申していただきますようお願い申し上げます。

8 市民意見

教育委員会ホームページなどを通じ、横浜教育改革会議部会第2回報告に対する市民意見が寄せられた。

教育内容部会については、小中学生の学校内外を含めた教育環境への期待、少人数学級や小学校での高学年教科担任制導入に賛成、家庭や地域の力を活用した基礎学力の向上策、教員の人事異動に関する配慮、などについて意見が寄せられた。

学校運営部会については、「“学校のチーム力”アップ」の考え方に賛成のほか、学校の「なべぶた型組織」と企業に一般的な「ピラミッド型組織」について、より多面的な分析が必要、などの意見が寄せられた。

また、教育行財政部会については、教育の分権化に、地域ニーズへのよりきめ細かな対応を期待するなどの意見が寄せられた。

横浜教育改革会議第2回答申
平成17年12月2日

発行 横浜教育改革会議
編集 横浜教育改革会議事務局
(横浜市教育委員会教育政策課)
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045-671-3243 FAX 045-651-1417
e-mail ky-web@city.yokohama.jp